

船橋必携

# 大阪港入出港マニュアル

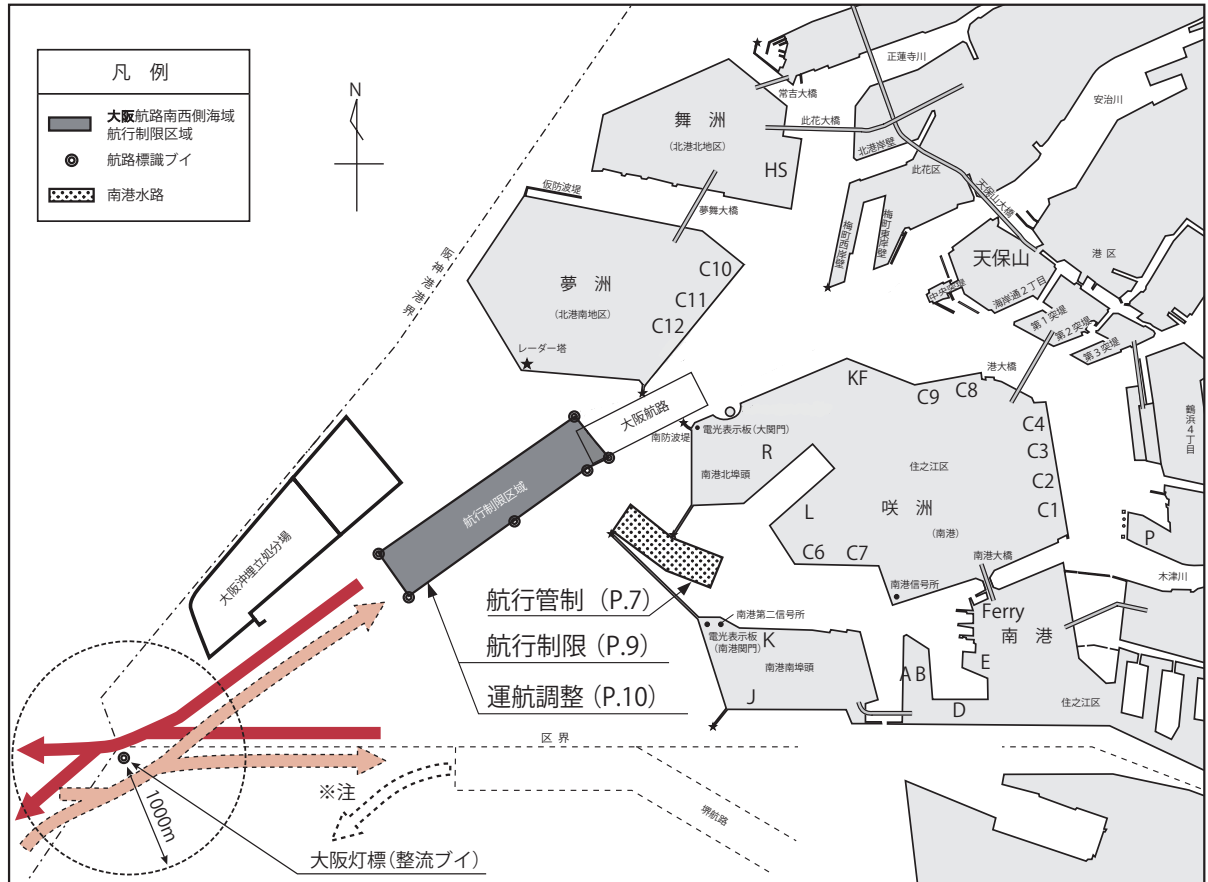


大 阪 港 湾 局  
大阪港航行安全情報センター

# 大阪湾



## 阪神港(大阪区)



### ●大阪灯標（整流ブイ）付近の航法

- ① 阪神港大阪区に入出港する船舶は、大阪灯標（北緯34度36分25.8秒、東経135度20分18.2秒）を左舷に見て航行すること。
- ② 同灯標の半径1 km以内には錨泊しないこと。

※注) 堺航路から出航し、友ヶ島方面へ向かう場合は、錨泊船に注意して航行すること。

# 目次

1	一般的注意事項	1
2	海上交通ルール	3
	（1）大阪湾	3
	（2）阪神港大阪区	4
3	運航調整等について	10
	（1）行き会い防止の内容	10
	（2）航行上のお願い	10
	（3）調整について	11
	（4）大関門付近・合流部航行上の注意	12
	（5）航泊禁止区域の注意	13
	（6）各代理店、関係者の方へのお願い	14
4	情報連絡・提供	15
	（1）「おおさかポートラジオ」への連絡及び ポートラジオからの情報提供	15
	（2）大阪港航行安全情報センターによる情報提供	17
5	ポートサービス	24
6	その他の法令	27
	（1）船舶油濁損害賠償保障法	27
	（2）公共岸壁等の許可条件等	27
7	台風等	28
	大阪港台風等災害防止措置実施要領	28
	津波対応要領	36
8	漁業操業情報	44

改版履歴

情報確認先一覧



# 一般的注意事項

阪神港(大阪区)に入出港する船舶は、港則法その他関係法規及び当マニュアルの記載事項を遵守し、事故防止に努めなければならない。

## (1) 入出港する場合の一般的な注意事項

- ① 当マニュアルを船橋に備えつけ記載事項を守ること。
- ② 海図の整備  
大阪区の最新の海図(改補したもの) W123、W150 A、W1103 (利用するコースによっては W1146、W1148) を備え付けること。
- ③ 国際VHFの聴守  
国際VHF (16ch) を必ず聴守し、呼び出しがあれば必ず応答すること。

呼出名称	呼出 応答	通 信 ( ) を優先使用	備 考
こうべほあん	16ch	12ch	海上保安庁(港長)あての港務通信
おおさかマーチス	16ch	13ch、14ch、66ch	南港水路通航に関する通信
おおさかポートラジオ	16ch	11ch、12ch、18ch (19ch)、(20ch)	港湾管理者あての港務通信

## (2) けい留の方法

- ① 着岸に際しては、指定した位置(昼間：N旗 夜間：青色点滅灯)に船橋が相対するように、立会人の指示に従って着岸させること。
- ② 投錨する場合は、他船の入出港の妨げにならないよう投錨すること。
- ③ 港湾施設を損傷させるような着離岸操船をしないこと。損傷させた場合は原状に復し、又は損害を賠償すること。
- ④ その他 必要な操船援助のための船舶(ひき船、綱取ボート、警戒船等)を要請すること。

## (3) パイロット

- ① 大阪湾は「強制水先区」の水域に設定されており、総トン数1万トン以上の船舶はパイロットの乗船が義務付けられている。  
必要時には、大阪湾水先区水先人会にオーダーすること。(P. 2)
- ② パイロットステーション付近では、パイロットの乗下船のため大型船が減速することがあるので十分注意し航行すること。

## 大阪湾水先区水先人会 要請先

### ○事務所

〒650-0042 神戸市中央区波止場町 1-5

電 話 078-321-2200

F A X 078-321-5301

E-mail operation@osakawanpilot.jp

U R L <https://www2.osakawanpilot.jp/agent/>

### ○水先人の乗船場所（緯度・経度は世界測地系による）

#### 1. 阪神港大阪区

##### (1) 大阪にて検疫を受ける船舶

検疫錨地

##### (2) その他の船舶

堺航路西方 2 海里付近

#### 2. 阪神港大阪区を除く大阪湾内

##### (1) 友ヶ島沖

友ヶ島灯台の南方7.0海里付近（概位北緯34度10.2分、東経134度59.8分）

##### (2) 和田岬沖（内海水先人との引継場所）

神戸灯台から202度4.0海里付近

##### (3) 湾内各港

各港の境界付近。但し、岸壁等係留場所においても乗船する。

### ○要請船として必要な注意事項

荒天のため通常の乗船位置では水先人が乗船できない時は、乗船しやすい適当な位置まで進航するよう VHF で連絡することがあるので注意すること。



## 海上交通ルール

### (1) 大阪湾

#### ① 明石海峡～大阪区の航法

明石海峡方面と大阪区及び堺泉北区（浜寺航路以南を除く。）、尼崎西宮芦屋区又は神戸区（神戸西航路以西を除く。）方面との間を東航又は西航しようとするときは、神戸沖第一号灯浮標（北緯34度35分26秒、東経135度11分12秒）及び神戸沖第二号灯浮標（北緯34度35分39秒、東経135度14分20秒）を左舷に見て航行すること。

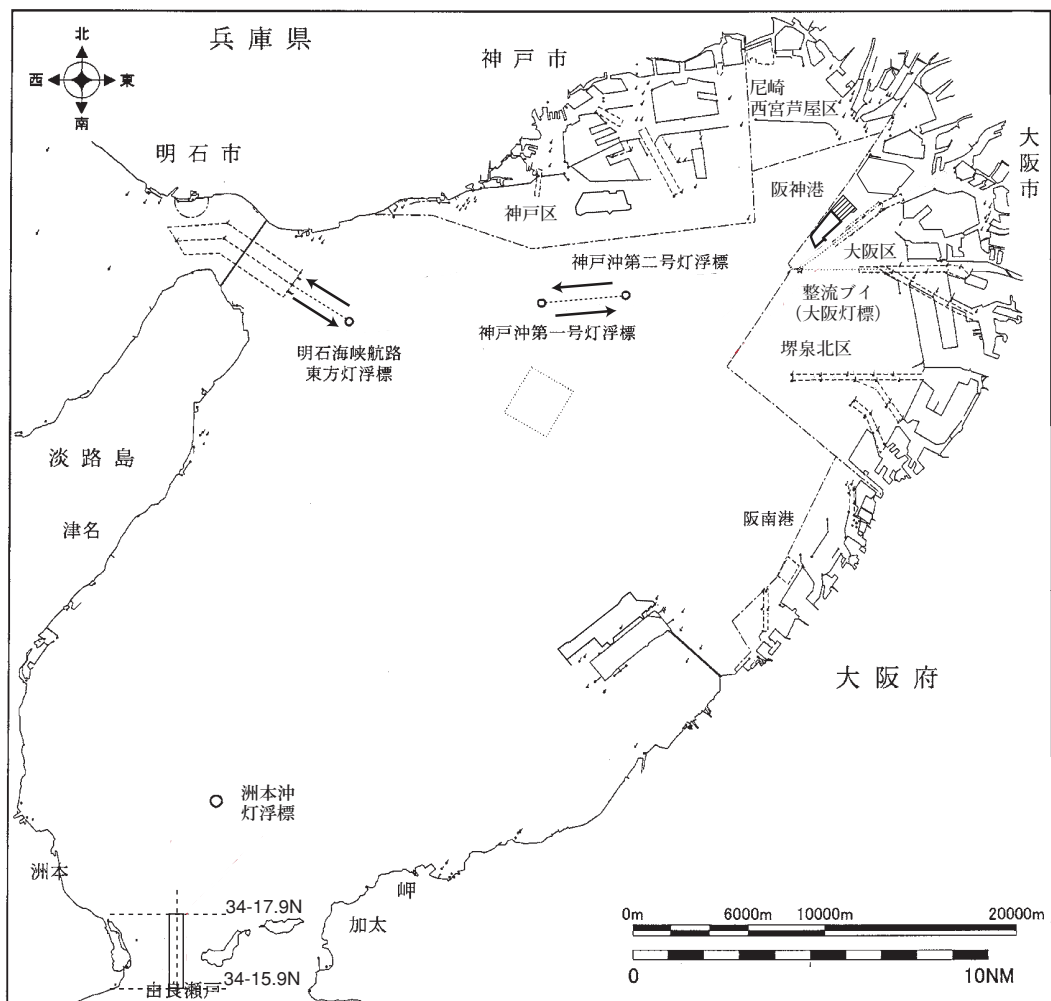
#### ② 由良瀬戸付近の航法

##### a. 由良瀬戸での右側通行

由良瀬戸を通過しようとする船舶は、北緯34度15.9分の線と、北緯34度17.9分の線との間においては、東経134度58.8分の線から150 m以上離れた右側を航行すること。

##### b. 由良瀬戸の北方海域での航行経路

由良瀬戸を経て大阪湾を北航しようとする船舶及び大阪湾を南航して由良瀬戸に向かおうとする船舶は、洲本沖灯浮標（北緯34度21.3分、東経135度00.5分概位）を左舷側に見て航行すること。



## (2) 阪神港大阪区

～港則法に定める主なルール～

港則法は海上衝突予防法の特別法として、港内の狭い水域に特別のルールを設け、船舶交通の安全及び港内の整とんを図ることを目的としています。

### ① 錨地の指定（港則法第5条）

大阪区内に停泊しようとする総トン数500トン以上の船舶は、けい船浮標、さん橋、岸壁その他船舶がけい留する施設にけい留する場合の外、港長から錨泊すべき場所（P.5 錨地参照）の指定を受けなければならない。

### ② 移動の制限（港則法第7条）

汽艇等以外の船舶は、港長の許可を受けた後でなければ、指定された錨地から移動してはならない。

### ③ 航路及び航法

#### ● 航路（港則法第11条及び第12条）

(a) 汽艇等以外の船舶が阪神港（大阪区）に出入港する場合は、航路（大阪航路、堺航路）によらなければならない。但し、海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りではない。

(b) 船舶は航路内においては次の場合を除き投げようし、又はえい航している船舶を放してはならない。

- ・ 海難を避けようとするとき
- ・ 運転の自由を失ったとき
- ・ 人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき
- ・ 港長の許可を受けたとき

#### ● 航法（港則法第13条、第15条、第16条、第17条及び第18条）

(a) 航路外から航路に入り、又は航路から航路外に出ようとする船舶は航路を航行する他の船舶の進路を避けなければならない。

(b) 船舶は航路内においては、並列して航行してはならない。

(c) 船舶は、航路内において、他の船舶と行き会うときは、右側を航行しなければならない。

(d) 船舶は、航路内においては、他の船舶を追い越してはならない。

(e) 汽船が港の防波堤の入口又は入口付近で他の汽船と出会う虞のあるときは、入航する汽船は、防波堤の外で出航する汽船の進路を避けなければならない。

(f) 港内及び港の境界附近においては、他の船舶に危険を及ぼさないような速力で航行しなければならない。（航走波により他船が舵をとられたり、船体、積荷に損傷を与えたり、係留索の切断等の危険を生じさせないように航行すること。）

(g) 防波堤、ふとうその他工作物の突端又は停泊船舶を右げんに見て航行する時は、できるだけこれに近寄り、左げんに見て航行するときは、できるだけこれに遠ざかって航行しなければならない。

(h) 港内においては、汽艇等は汽艇等以外の船舶を小型船（500総トン以下）は汽艇等及び小型船以外の船舶の進路を避けなければならない。大型船（500総トンを越える船舶）は、国際信号旗数字旗「1」を掲揚しなければならない。

### ④ 進路の表示

入港時及び港内移動時は進路信号を表示しなければならない。（P.6 進路信号参照）



## 阪神港大阪区における港区及び堺泉北区7区錨地について



(注) 1. 大阪区の錨地と隻数及び錨泊時間

第5区 11隻 原則として48時間以内※

※ 現在は停泊期間の制限延長が試行運用中のため、72時間以内  
 なお、阪神港大阪区の係留施設に着岸する船舶に限る。

2. 大阪区に入港する場合における堺泉北区の利用可能な錨地

7-S(面指定)

7-13 (34-36-04N、135-21-22E)

7-14 (34-35-39N、135-21-23E)

7-15 (34-35-13N、135-21-23E)

7-21 (34-35-34N、135-20-57E)

7-22 (34-35-06N、135-20-43E)

7-23 (34-34-38N、135-20-22E)

7-25 (34-36-00N、135-20-47E)

7-26 (34-35-34N、135-20-26E)

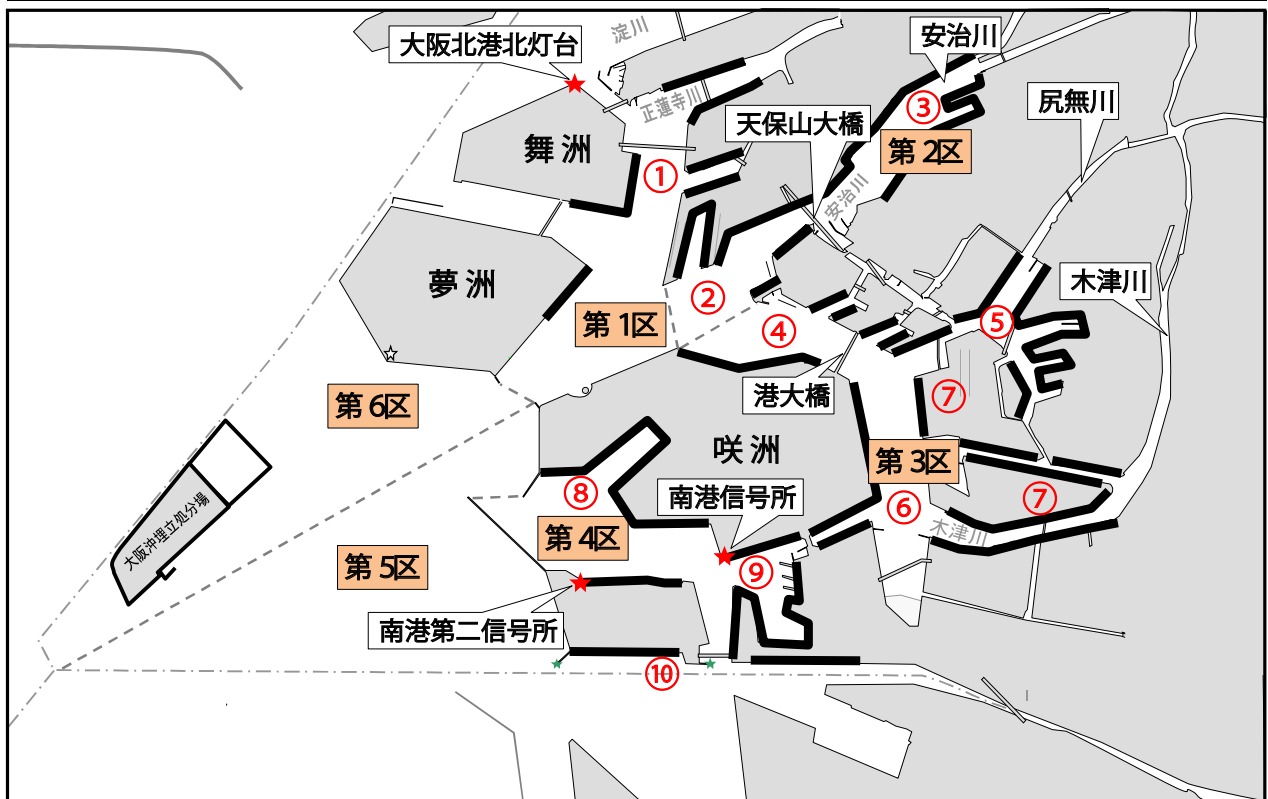
7-27 (34-35-08N、135-20-04E)

7-28 (34-34-40N、135-19-43E)

7-31 (34-35-35N、135-19-47E)

## 進路信号

国際信号旗	AISで対応する進入コード を踏まえた入力例	信文	
2代・H	>JP OSA H	第1区内の係留施設に向かって航行する。	①
2代・2・T	>JP OSA 2T	第2区天保山大橋以西の係留施設に向かって航行する。	②
2代・2・A	>JP OSA 2A	第2区天保山大橋以東の係留施設に向かって航行する。	③
2代・3・W	>JP OSA 3W	第3区港大橋以西の係留施設に向かって航行する。	④
2代・3・E	>JP OSA 3E	第3区港大橋以東の第5から第8号岸壁、尻無川又は大正内港の係留施設に向かって航行する。	⑤
2代・3・C	>JP OSA 3C	第3区港大橋以東の南港コンテナ埠頭、1岸壁又はG岸壁に向かって航行する。	⑥
2代・3・K	>JP OSA 3K	第3区港大橋以東の係留施設（第5から第8号岸壁、尻無川若しくは大正内港の係留施設、南港コンテナ埠頭、1岸壁又はG岸壁を除く。）に向かって航行する。	⑦
2代・4・N	>JP OSA 4N	第4区南港北防波堤灯台と南港信号所を結んだ線以北の係留施設に向かって航行する。	⑧
2代・4・S	>JP OSA 4S	第4区の係留施設（南港北防波堤灯台と南港信号所を結んだ線以北の係留施設を除く。）に向かって航行する。	⑨
2代・5	>JP OSA 5	第5区の係留施設に向かって航行する。	⑩
	>JP OSA OFF	目的港の港内又は境界付近で錨泊しようとする場合	
	>JP OSA XX	上記以外の目的港内での進路	



## 航行管制水路

阪神港大阪区においては、港則法第38条に基づき、次の水路において一定トン数以上の大型船舶の行会いを防止するため、航行管制を行っているので、信号所の発する信号に従って航行しなければなりません。

信号所の名称	管制水路の区域	管制船舶等
南港信号所 { 34-37-20 N 135-25-20 E  南港第二信号所 { 34-37-13 N 135-24-09 E	<b>【南港水路】</b> 1 大阪南港北防波堤灯台から113度570mの地点、2 大阪南港北防波堤灯台から213度70mの地点、3 大阪南港北防波堤灯台から298度30分520mの地点、4 大阪南港北防波堤灯台から141度660mの地点、5 大阪南港北防波堤灯台から204度380mの地点、6 大阪南港北防波堤灯台から269度30分620mの地点、1～6を順に結んだ線により囲まれた海面	管制船舶 5,000総トン以上  管制対象船舶 500総トン以上

- (注) 1. 管制船舶は、管制水路を出入航する予定日の時刻を前日の正午までに通報  
 2. 管制対象船とは、入航又は出航信号の際に反航できない船舶

## 南港信号所、南港第二信号所の位置及び信号の方法並びに信号の意味

南港信号所	信号所の位置	北緯34度37分20秒、東経135度25分20秒
百二十度及び二百十度方向に面する信号板による		
南港第二信号所	信号所の位置	北緯34度37分13秒、東経135度24分9秒
五十五度、二百七十五度及び三百五十五度方向に面する信号板による		
信号の方法		信号の意味
Iの文字の点滅		入航船は、入航することができること。 総トン数五百トン以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。 総トン数五百トン未満の出航船は、出航することができること。
Oの文字の点滅		出航船は、出航することができること。 総トン数五百トン以上の入航船は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 総トン数五百トン未満の入航船は、入航することができること。
Fの文字の点滅		総トン数五千トン以上の入航船は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 総トン数五千トン以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。 総トン数五千トン未満の入出航船は、入出航することができること。
Xの文字及びIの文字の交互点滅		水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある総トン数五百トン以上の入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 水路外にある総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。 信号が、間もなくIの文字の点滅に変わることを。
Xの文字及びOの文字の交互点滅		水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある総トン数五百トン以上の入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 水路外にある総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。 信号が、間もなくOの文字の点滅に変わることを。
Xの文字及びFの文字の交互点滅		水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある総トン数五百トン以上の入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 水路外にある総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。 信号が、間もなくFの文字の点滅に変わることを。
Xの文字の点滅		水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 信号が、間もなくXの文字の点灯に変わることを。
Xの文字の点灯		港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入出航してはならないこと。

### ※南港信号所表示方式の変更

平成30年3月15日より、南港信号所の表示方式が閃光を用いた信号及び形象物を用いた信号から信号板による電光文字を用いた信号に変更となりました。

## 航行等の制限

新島建設工事に伴い、付近海域の船舶交通の安全を確保するため、次のとおり航行等の制限が実施されています。

### 大阪航路（※）南西海域における航行等の制限

#### ① 制限事項

- ・航行制限区域内に出入しようとする船舶は、航行制限区域内をその方向に沿って航行する総トン数500トンを超える船舶の進路を避けなければならない。
- ・船舶は、航行制限区域内において、次の場合を除き、投錨し又は曳航している船舶を放してはならない。

I 海難を避けようとするとき。

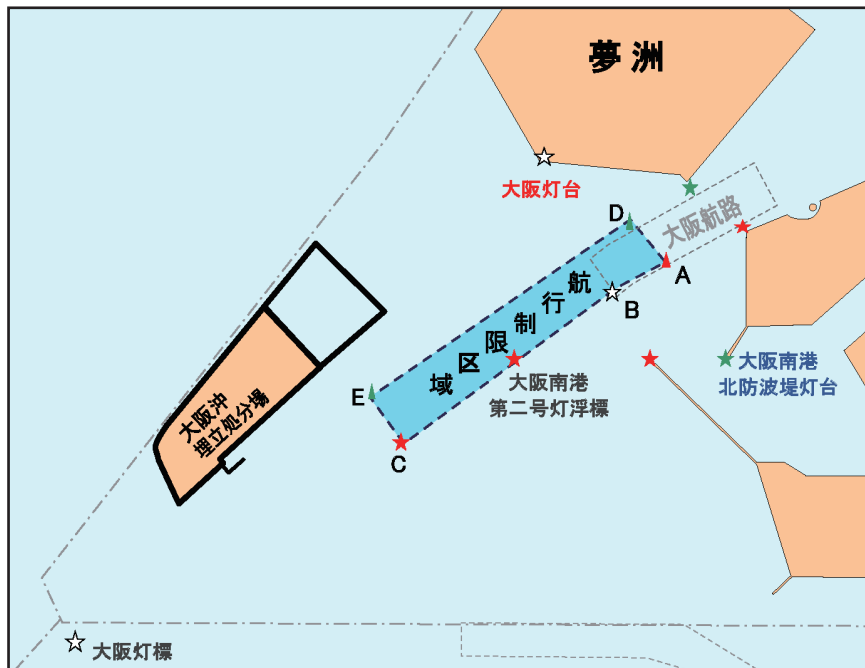
II 人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき。

III 港長の許可を受けたとき。

- ・船舶は航行制限区域内において、他の船舶と行き会うときは、できる限り右側を航行しなければならない。

#### ② 航行等の制限に関連する行政指導事項

- ・大阪航路を航行しようとする総トン数500トンを超える船舶は、航行制限区域内をこれに沿って航行すること。
- ・南港から出港する総トン数500トンを超える船舶は、大阪南港第二号灯浮標を左に見て航行すること。
- ・大阪航路南西海域における船舶交通の安全を確保するため、総トン数500トンを超える船舶は、航行制限区域内において、並列しての航行をしない及び他の船舶を追い越さないこと。



（※）平成31年4月より内港航路の形状が変更となり、名称が『大阪航路』に変更となりました。



## 運航調整等について

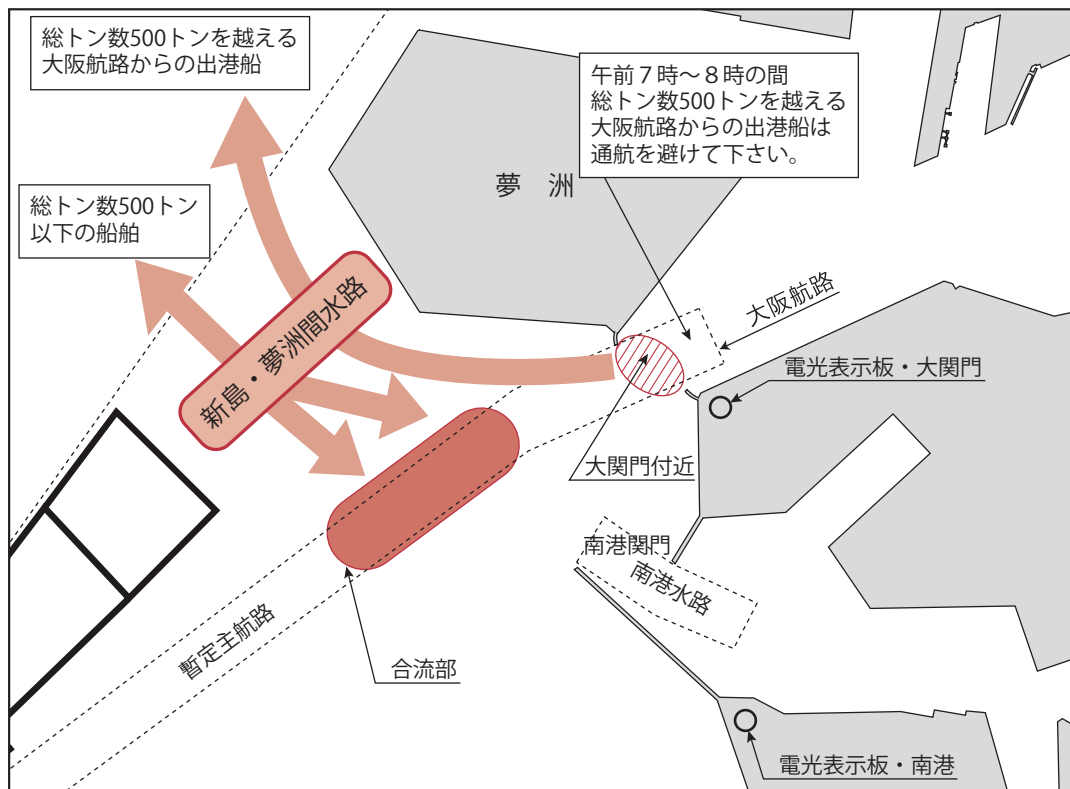
平成13年から始まった新島建設事業により、暫定主航路が整備され、これに接続する水域が新島と夢洲との間に形成されるなど、新島造成に起因する交通環境は大きく変わり、暫定主航路と南港水路との間で合流部が出現しています。この合流部や大関門付近において行き会いを防止するため、総トン数500トンを超える船舶(小型船及び汽艇等以外の船舶)について、必要に応じて運航時刻の調整(以下、「運航調整」という。)が次により行われています。

### (1) 行き会い防止の内容

- ① 大関門付近における総トン数500トンを超える船舶と総トン数1万トン以上の船舶の行き会い
- ② 合流部における「南港からの総トン数5千トン以上の出港船と大関門への総トン数500トンを超える入港船」との行き会い

### (2) 航行上のお願

- ① 総トン数500トンを超える船舶は、午前7時から8時の間は大関門を航行して出港しないでください。
- ② 新島・夢洲間水路を航行できる船舶は、総トン数500トン以下の船舶(小型船及び汽艇等)と大阪航路を航行して出港する喫水が9.9m以内(水深11mに対する10%以上の余裕水深の確保)の船舶と新島建設工事に従事する工事作業船とに限られておりますので、これらの船舶以外の船舶は同水域を航行しないでください。



### (3) 調整について

港湾局では前日までに総トン数5百トンを超える船舶の入出港に関係する時刻の情報を入手するとともに各船の予定を総合し、前述(1)に該当する状況が発生するおそれがないか確認を行います。発生するおそれがある場合は、次の調整の設定原則に従って、通航時刻等について調整を行う船（以下、「調整船」という。）及びその調整の対象となる船舶（以下、「対象船」という。）を設定します。

#### ① 大関門付近における調整設定の原則

次の表に示す船舶の行き会いが大関門付近において発生する可能性がある場合○印のついた船が調整船になります。

出 港 船	入 港 船
総トン数1万トン以上	総トン数1万トン以上 ○
○ 総トン数5百トン超～1万トン未満	総トン数1万トン以上
総トン数1万トン以上	総トン数5百トン超～1万トン未満 ○

調整船は対象船と大関門付近で行き会うことがないように通航時刻等について調整を行う必要があります。

ただし次のような場合は上記の原則によらない場合があります。

- (a) 同一バースにおける入れ替え等の場合
- (b) 南港関門～大関門の間を航行するシフト船がある場合
- (c) 緊急時のやむを得ない事情がある場合

#### ② 合流部における調整設定の原則

総トン数5百トンを超える大関門への入港船舶と南港信号所及び南港第二信号所の管制に従って南港から出港する総トン数5千トン以上の船舶が合流部において行き会うおそれがある場合は、前者が調整船になり、後者が対象船になります。

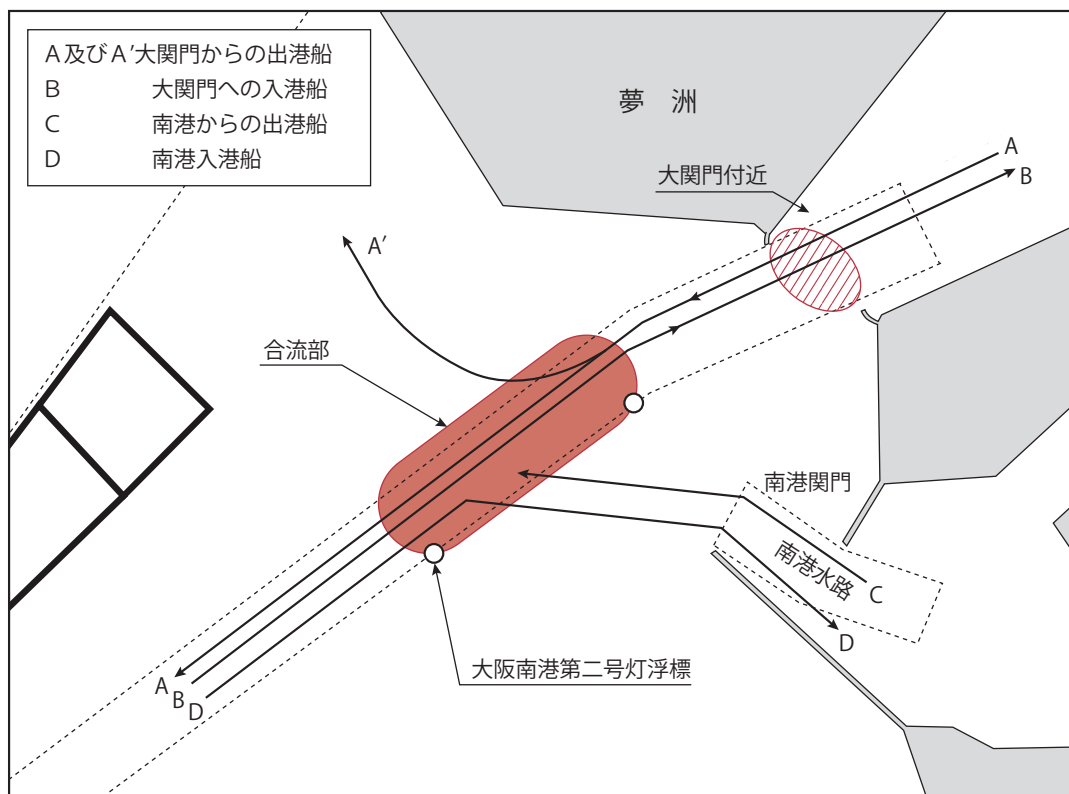
調整船は、対象船と合流部で行き会うことがないように通航時刻等について調整を行う必要があります。

#### (4) 大関門付近・合流部航行上の注意

航行する際は次の事項に注意して航行して下さい。

- ① 航行開始前に、代理店等を通じて同時間帯の他の船舶の航行状況の把握に努めて下さい。また自船が航行する時間帯の調整の設定の有無を確認して下さい。
- ② 当該区域を航行中は、行き会い船（総トン数5百トン超）の有無を、後述の電光表示板で確認するとともに必要に応じて「おおさかポートラジオ」を呼出して確認して下さい。
- ③ 自船と行き会う可能性がある船舶に対しては、国際VHF等で互いに連絡を取り合い、相手船の動向について直接確認するよう努めて下さい。  
特に調整船と対象船は互いに合流部及び大関門付近での調整方法を確認した上で航行して下さい。
- ④ 南港入港船はあらかじめ主航路の右寄りを航行して下さい。
- ⑤ 南港関門～大関門間のシフトについて
  - (a)南港関門→大関門  
大関門～合流部間での滞留を防止するため、運航調整担当者と打ち合わせのうえ、できる限り大関門付近での運航調整を必要としない時間帯を選定して下さい。
  - (b)大関門→南港関門  
南港水路の管制対象船は、大関門での運航調整が困難なケースが予想されるため、事前に運航調整担当者と打ち合わせを行って下さい。

図：大関門～合流部における主な船舶の動向





## (5) 航泊禁止区域

- ・ 新島建設工事に伴う航泊禁止区域は、令和5年12月11日に設定解除されました。

**(6)各代理店、関係者の方へのお願い**

**(7)入出港に関する時刻等の連絡**

各代理店又は、船舶の入出港時間に関する業務の担当者は、総トン数5百トンを超える船舶について(下表)に記載の事項を運航調整担当まで連絡してください。

**(8)入出港予定表の配布**

運航調整の担当は①の連絡を集約し、調整の設定(調整船及び対象船を設定)をするとともに、設定状況を記載した翌日分の入出港予定表を作成します。これの入手は、大阪港湾局のホームページ(裏表紙:情報確認先一覧)及び、大阪港航行安全情報センターのホームページを御利用下さい。(P.17)

**(9)船舶への連絡**

各代理店及び船舶の入出港時間に関する業務の担当者は、②の予定表の内容を担当する船舶に伝えて下さい。

**(10)入出港時間の変更について**

船舶の入出港時刻等について変更が生じた場合は、速やかに運航調整担当まで連絡して下さい。

**(11)変更の周知**

入出港時刻の変更等により、調整の設定が不要になった場合、または、新たに調整の設定が必要になった場合は、その変更の影響を受ける船舶の代理店、関係者へ連絡します。

**(12)その他**

本書記載の内容についての船舶への周知についてご協力をお願いします。

港湾局運航調整担当連絡先  
電 話 06-6615-7073

① 入港時 (a)船名 (b)総トン数 (d)次の時刻のうちいずれか イ. 友が島通過時刻 ロ. 明石海峡通過時刻 ハ. 大阪湾内の港湾出港時刻 ニ. 抜錨時刻及び錨地(錨泊時) (e)阪神港大阪区港外到着予定時刻 (f)水先人乗船予定時刻(乗船の有無) (g)大関門、南港関門通過予定時刻 (h)着岸予定時刻	② 出港時 (a)船名 (b)総トン数
	③ 離岸時刻
	④ 大関門・南港関門通過予定時
	⑤ 水先人乗船の有無



## 情報連絡・提供

### (1) 「おおさかポートラジオ」への連絡及びポートラジオからの情報提供

阪神港大阪区に入出港する外航船、および総トン数500トン超内航船は、次のとおり、国際VHFにより「おおさかポートラジオ」に必要な事項を連絡して下さい。「おおさかポートラジオ」からは、入港スケジュール、他船行き会い情報、その他必要な情報を提供します。

また、航行管制や航行制限区域の運航調整のため、時間調整が必要な場合も連絡しますので、ご協力をお願いします。

呼び出し応答： 16ch  
通常交信： (20ch)・(19ch)・11ch・12ch・18ch  
※ ( ) を優先使用

P/S： Pilot Station  
B/W： Break Water

#### 【入港時】

##### ●ハーバーパイロットが乗船する船舶の場合

通報する時間帯	船舶から通報する情報	ポートラジオから提供する情報
1 入港2時間前	・ P/S 到着予定時刻	・パイロット着次第乗船 又は必要な時間調整
2 入港1時間前において変更などが生じた場合	・ P/S 到着予定時刻の変更	・パイロット着次第乗船 又は必要な時間調整
3 関門約20分前 (ハーバーパイロット乗船)	・ B/W 通過予定時刻	・港内他船行き会い情報

##### ●パイロットが乗船しない船舶の場合

通報する時間帯	船舶から通報する情報	ポートラジオから提供する情報
1 入港2時間前	・ B/W 通過予定時刻	・入港スケジュール
2 入港1時間前において変更などが生じた場合	・ B/W 通過予定時刻の変更	・入港スケジュール ・港内他船行き会い情報

### 【出港時または港内シフト時】

通報する時間帯	船舶から通報する情報	ポータルラジオから提供する情報
① 離岸前 (シングルアップ時)	・ 離岸予定時刻	・ 港内他船行き会い情報
② 離岸前の連絡以降に変更が生じた場合	・ 離岸予定時刻	・ 港内他船行き会い情報

\* 大関門、南港関門を通過する港内シフトの場合も含む。

### 【錨泊時】

時間帯	船舶から通報する情報	ポータルラジオからの情報
① 友が島／明石海峡通過時	・ 投錨予定時刻	
② 投錨後	・ 投錨時刻 ／ポジション	・ 入港スケジュール
③ 抜錨時	・ 沖スタート時刻 ・ B／W通過予定時刻	・ 港内他船行き会い情報

- 港内他船行き会い船情報は、総トン数500トン超の船舶を対象に連絡します。
- 後述の電光表示板に表示された内容の詳細については、国際VHFにより「おおさかポータルラジオ」を呼び出し、問い合わせてください。
- 「おおさかポータルラジオ」から連絡した内容の変更、または追加について直ちに連絡できるよう、16chの聴守をお願いします。

## (2) 大阪港航行安全情報センターによる情報提供

当センターでは次により24時間情報提供しております。

- インターネットによる情報提供
- 電話による工事情報等の情報提供 06-6612-4363
- 廃棄物の輸送に係る情報提供
- 電光表示板による入出港船舶の動静情報提供

### ①インターネットによる情報提供

大阪港航行安全情報センターのホームページ

- トップページ

Security of Ship Navigation 大阪港航行安全情報センター  
The Osaka Harbor Information Center for Security of Ship Navigation

動静情報 工事情報 主航路工事関連情報 安全情報 交通ルール

出入港情報  
海上工事実施状況図  
新島建設工事情報  
個別工事情報 安全  
曳船情報  
海上運搬作業情報  
廃棄物運搬船情報  
広報のページ

大阪湾の気象状況  
全国の気象情報  
注意報・警報 (大阪)  
地震情報  
津波 注意報・警報  
台風情報  
地域航行警報 第五管区海上保安本部  
情報の提供をお願いします

Download

お知らせ 【過去の「お知らせ」は広報のページをご覧ください。】

- 阪神港第3区天保山運河東岸堤防工事について【更新】(1/30 17:00)
- 阪神港第3区木津川渡船場御日工事について【更新】(12/26 20:30)
- 阪神港大阪区第6区航行制限区域仮設緑色灯付浮標について(11/7 17:00)
- 平成28年度 工事説明会資料はこちら
- 大型クルーズ客船入出 安全連絡会資料はこちら

更新情報

Home  
English  
Photo Gallery  
最新の渡渡船の位置

[URL <http://www.osakaharbor-info.com/>]

②廃棄物の輸送に係る情報提供

大阪湾広域臨海環境整備センターによる大阪沖埋立処分場（新島第1区）への廃棄物の輸送が平成21年10月から始まり、廃棄物運搬船の動静情報をホームページに掲載しています。

大阪沖埋立処分場廃棄物運搬船動静情報											大阪港航行安全情報センター TEL 06-6612-4363 4月4日 17:00 作成	
平成31年 4月15日（金曜日） 予定											出 域	
番号	船 種	船 名	バージ能力	船舶電話	積出基地	基地発 (仕出地発)時間	通報ライン 入域時間 出域時間	合流部 時間	処分場 着棧時間	出 域		
										処分場 離棧時間	仕向地	
1	押船/バージ	A丸	1200 m <sup>3</sup>	090-XXXX	堺	06:25	07:05 11:15	08:10	08:30	10:30	堺	
2	押船/バージ	B丸	1600 m <sup>3</sup>	090-XXXX	大阪	(西宮) 07:15	08:00 11:30	08:15	08:35	11:00	西宮	
3	押船/バージ	C丸	1200 m <sup>3</sup>	090-XXXX	堺	07:25	08:05 12:45	09:10	09:30	12:00	堺	
4	押船/バージ	D丸	1200 m <sup>3</sup>	090-XXXX	堺	10:45	11:35 15:40	12:40	13:00	15:30	阪南港	
5	押船/バージ	E丸	1600 m <sup>3</sup>	090-XXXX	大阪	(大阪) 11:40	12:25 16:05	12:45	13:00	15:30	西宮	

大阪(正蓮寺川積替基地含む)・和歌山  
運搬船の運航ルート

堺基地 運搬船の運航ルート

### ③電光表示板による情報提供

大関門及び南港関門付近に設置された電光表示板により、総トン数5百トンを超える入出港船舶の動静情報を表示します。

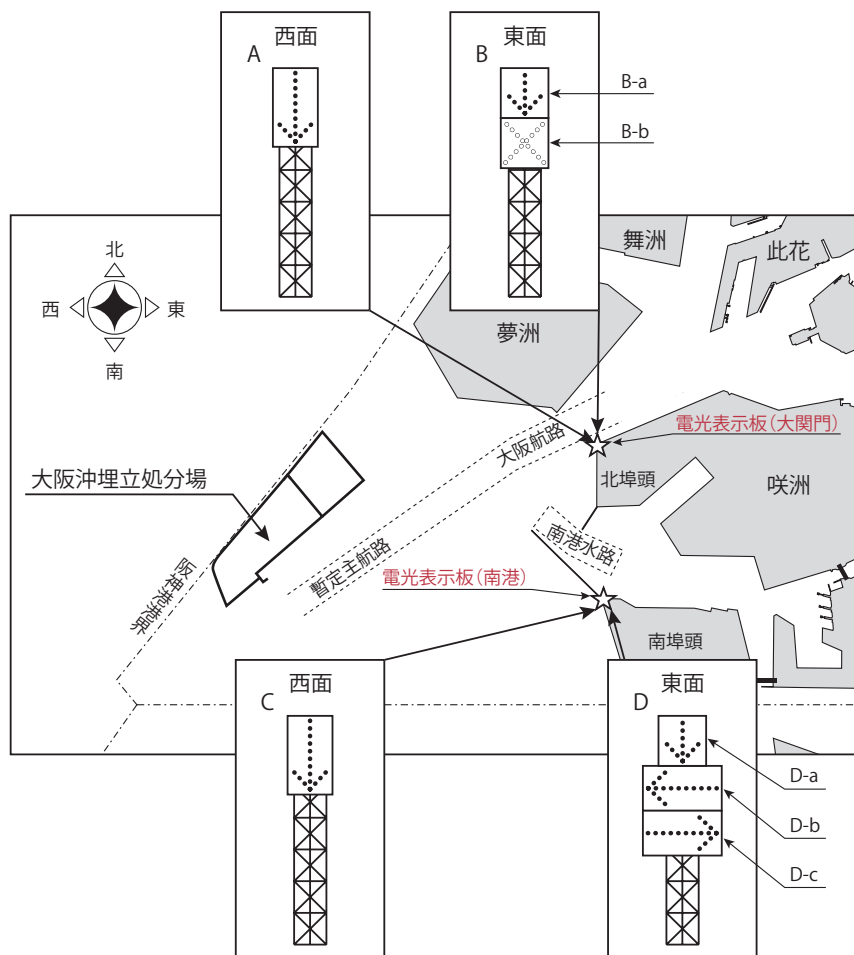
- 入港時

暫定主航路に沿って入港しようとする場合…図中A, Cの電光表示板の表示を確認して下さい。

- 出港時

(a)大阪航路に沿って大関門から出港する場合…図中Bの電光表示板の表示を確認して下さい。

(b)南港関門から出港する場合…図中Dの電光表示板の表示を確認して下さい。



●入港時

電光表示板の表示	表示の意味
Aが $\square{\vdots}$ で点灯時	内港(大関門)からの出港船(総トン数5百トン超)はない。
Aが $\square{\downarrow}$ で点滅時	内港(大関門)からの出港船(総トン数5百トン超1万トン未満)がある。
Aが $\square{\downarrow}$ で点灯時	内港(大関門)からの出港船(総トン数1万トン以上)がある。
Cが $\square{\vdots}$ で点灯時	南港(南港関門)からの出港船(総トン数5百トン超)はない。
Cが $\square{\downarrow}$ で点滅時	南港(南港関門)からの出港船(総トン数5百トン超～5千トン未満)がある。
Cが $\square{\downarrow}$ で点灯時	南港(南港関門)からの出港船(総トン数5千トン以上)がある。

●出港時

(a)

B-aが $\square{\vdots}$ で点灯時	内港(大関門)への入港船(総トン数5百トン超)はない。
B-aが $\square{\downarrow}$ で点滅時	内港(大関門)への入港船(総トン数5百トン超～1万トン未満)がある。
B-aが $\square{\downarrow}$ で点灯時	内港(大関門)への入港船(総トン数1万トン以上)がある。
B-bが $\square{\boxtimes}$ で点灯時	内港(大関門)出港船(総トン数5百トン超)は、出港自粛時間帯である。

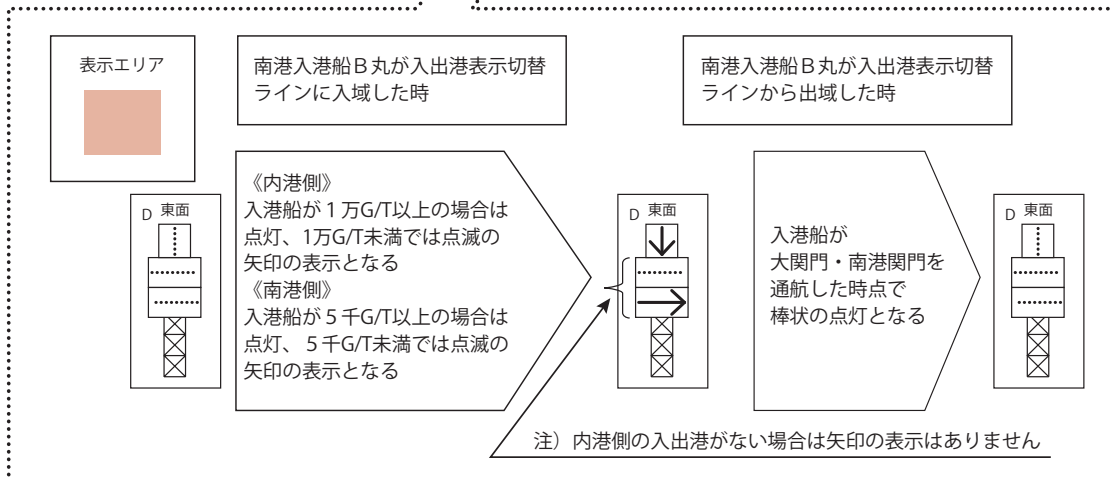
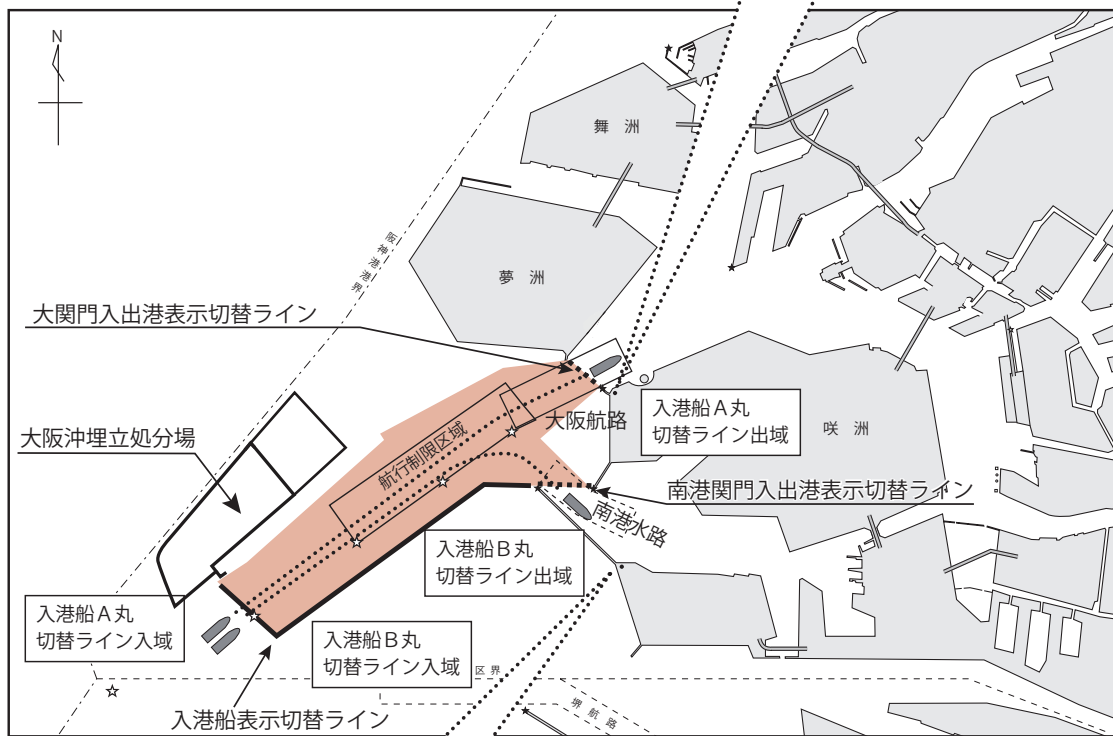
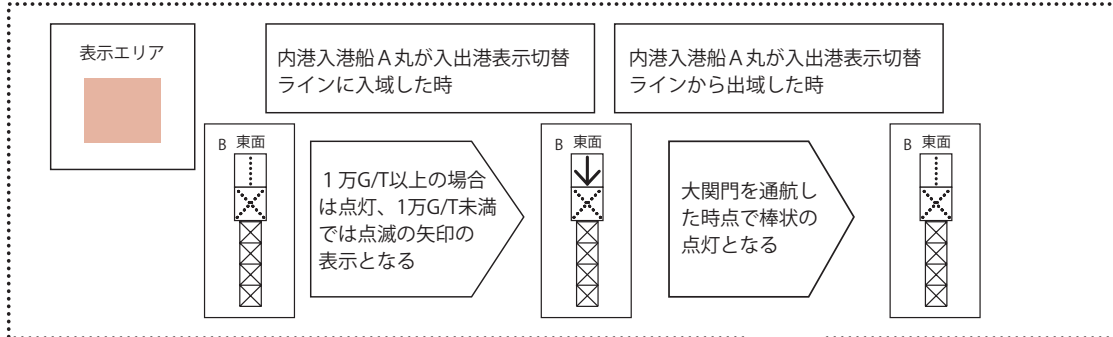
(b)

D-aが $\square{\vdots}$ で点灯時	南港(南港関門)への入港船(総トン数5百トン超)はない。
D-aが $\square{\downarrow}$ で点滅時	南港(南港関門)への入港船(総トン数5百トン超～5千トン未満)がある。
D-aが $\square{\downarrow}$ で点灯時	南港(南港関門)への入港船(総トン数5千トン以上)がある。
D-bが $\square{\dots}$ で点灯時	内港(大関門)からの出港船(総トン数5百トン超)はない。
D-bが $\square{\dashv}$ で点滅時	内港(大関門)からの出港船(総トン数5百トン超～1万トン未満)がある。
D-bが $\square{\dashv}$ で点灯時	内港(大関門)からの出港船(総トン数1万トン以上)がある。
D-cが $\square{\dots}$ で点灯時	内港(大関門)への入港船(総トン数5百トン超の船舶)はない。
D-cが $\square{\dashv}$ で点滅時	内港(大関門)への入港船(総トン数5百トン超～1万トン未満)がある。
D-cが $\square{\dashv}$ で点灯時	内港(大関門)への入港船(総トン数1万トン以上)がある。



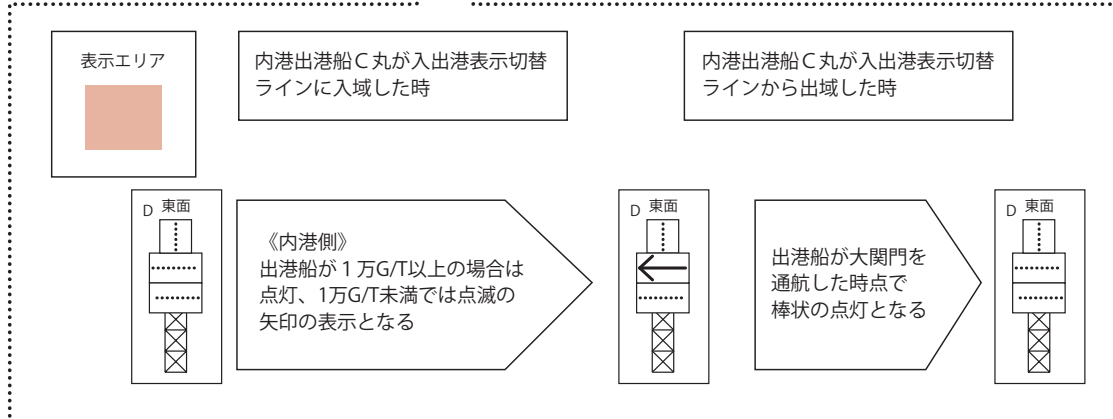
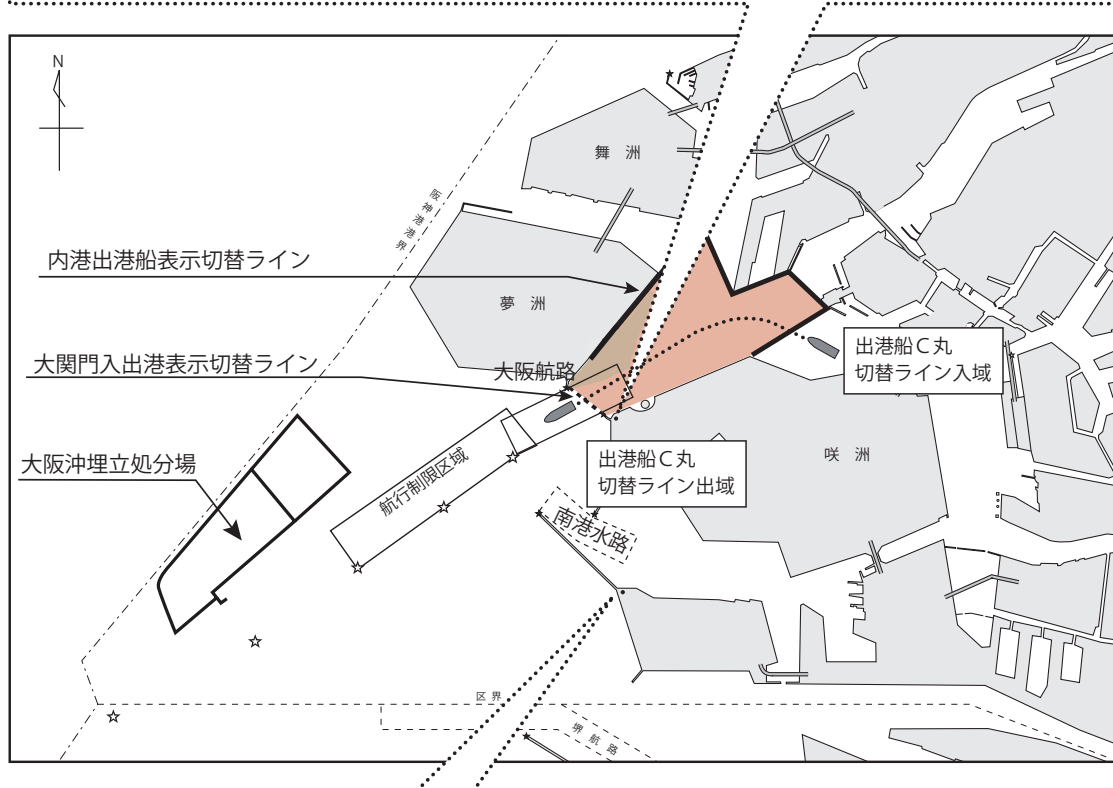
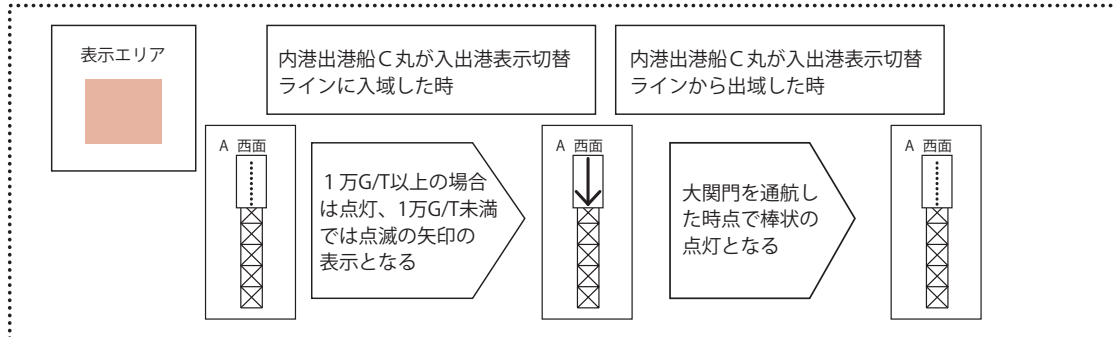
## 電光表示板の表示例

### 【内港・南港への入港船が共にある場合】



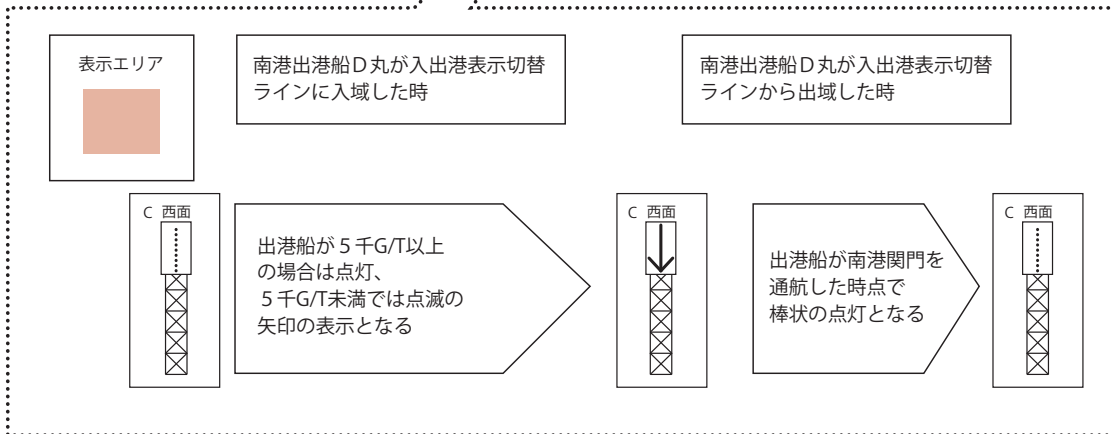
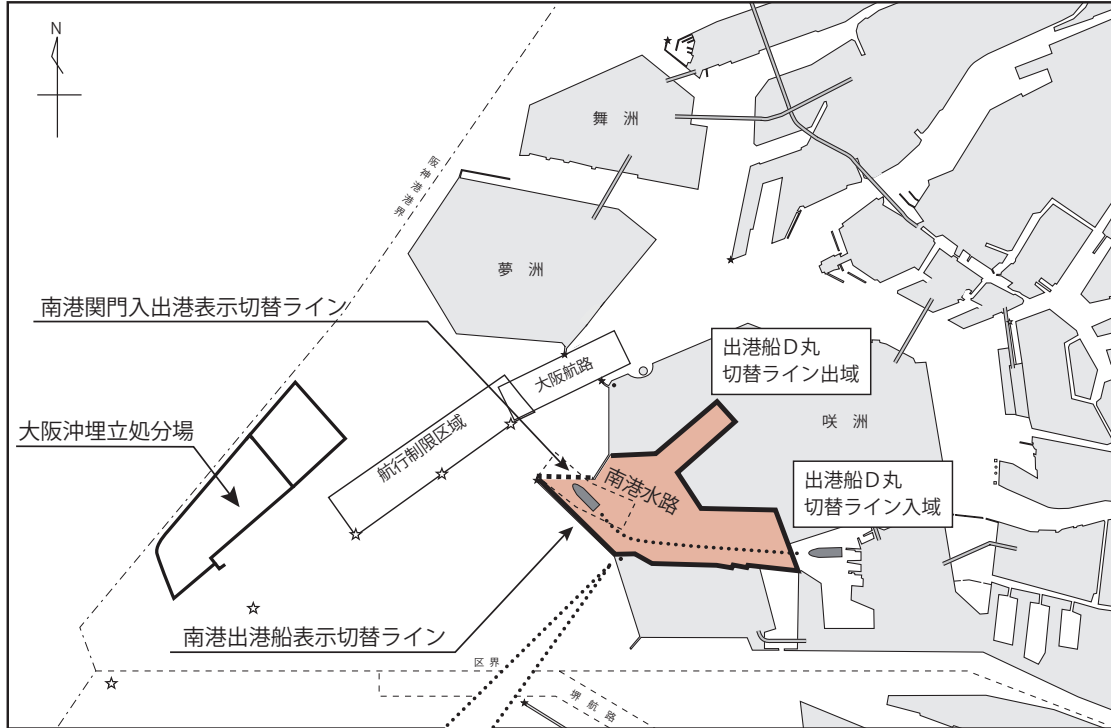
## 電光表示板の表示例

【内港より出港船がある場合】



## 電光表示板の表示例

【南港より出港船がある場合】





# ポートサービス

## ひき船

入出港に際して、ひき船が必要な場合は次のとおりオーダーしてください。

【通常時】 代理店を通じて、大阪港タグセンター事業協同組合までオーダーしてください。

連絡先 電話 06-6575-2351 FAX 06-6575-4112

【緊急時】 国際VHF無線又は電話により、おおさかポートラジオを通じてオーダーしてください。

国際VHF無線 16ch ⇒ (20ch)・(19ch)・11ch・12ch・18ch ※ ( ) を優先使用

連絡先 電話 06-6615-7073

### 阪神港大阪区ひき船配備基準

本船の総トン数	ひき船配備隻数		
	バウスラスター (BT) 装備船		バウスラスター (BT) 非装備船
	BT能力 所定馬力以上	BT能力 所定馬力未満	配備ひき船
3,000トン未満	小型1隻	小型1隻	小型1隻
3,000トン～ 10,000トン未満	I型1隻	I型2隻	I型2隻
10,000トン～ 25,000トン未満	II型1隻	II型1隻 I型1隻	II型2隻 (15000トン未満は1隻I型)
25,000トン～ 40,000トン未満	III型1隻	II型1隻 I型1隻	II型2隻
40,000トン～ 60,000トン未満	III型1隻	III型1隻 I型1隻	III型1隻 II型1隻
60,000トン以上	III型1隻	III型1隻 I型1隻	III型2隻 又はII型3隻

#### ① ひき船の分類

- ・ 小型：1,000PS 未満 I型：1,000～2,000PS 未満 II型：2,000～3,000PS 未満 III型：3,000～4,000PS 未満 IV型：4,000～5,000PS 未満 V型：5,000～6,000PS 未満 VI型：6,000～7,000PS 未満
- ・ 10,000トン以上の本船に配備されるI型ひき船は1,660PS以上とする。
- ・ 60,000トン以上の本船に配備されるIII型ひき船1隻は3,600PS以上とする。
- ・ 14,000TEU型コンテナ船に使用されるひき船は、平成30年大阪港における船舶の航行安全調査において確認済み

#### ② 操船者と次の事項について十分打ち合わせの上、本基準の型及び隻数を変更することがある。

- a. 阪神港大阪区全体の引き船配船状況
- b. 気象海象状況

- c. 本船の船型及び操縦性能
- d. バースの使用状況
- e. 水深と喫水との関係により操船水域が制限される場合
- f. 特例としてのひき船使用基準（水先人乗船の場合）

コンテナ船の追加タグ要請基準が令和3年10月に以下の通り変更となりました。

平均風速 10m/s 以上：追加タグを要請する。

ただし、80,000 総トン以上のコンテナ船については次による。

平均風速 6m/s 以上：バウスラスターの能力に応じ、追加タグを要請する。

平均風速 7m/s 以上：追加タグを要請する。

平均風速 10m/s 以上：さらに追加タグを要請する（タグ合計 3 隻使用）。

（タグ 3 隻使用時は、船尾に 2 隻のタグを想定）

③ バウスラスター所定馬力：使用可能最大馬力

本船総トン数	BT 馬力	本船総トン数	BT 馬力
5,000 トン未満	400PS 以上	25,000～40,000 トン未満	1,200PS 以上
5,000～7,000 トン未満	600PS 以上	40,000～50,000 トン未満	1,400PS 以上
7,000～15,000 トン未満	800PS 以上	50,000～70,000 トン未満	2,000PS 以上
15,000～25,000 トン未満	1,000PS 以上	70,000 トン以上	その都度検討

## タグへの号令用語集

- ・ タグに指示を出す時は、指示ごとにタグの船名を最初に呼んで下さい。
- ・ 押し、引きの強弱は通常はタグの機関の設定で表現します。

DEAD SLOW→SLOW→HALF→FULL

弱く ←—————→ 強く

- ・ 阪神港大阪区のタグは、「プッシャー型」で通常の作業ではタグの船首からタグラインを出すタイプです。従って押させる場合タグの機関は AHEAD ENG. 引かせる場合は ASTERN ENG. となります。
- ・ 押、引き、の際に方向を指示する場合は、自船の船首方向を 12 時とする時計方式（12 方位方式）で指示して下さい。

COMMANDING INSTRUCTION	MEANING (指示の意味)	日本語指示号令
STOP (STOP ENGINE)	ENGINE IN NEUTRAL (機関中立)	ストップエンジン
PUSH		押せ
PUSH FULL (FULL AHEAD)	STRONG (強く)	フルで押せ
PUSH HALF (HALF AHEAD)	↑↓	ハーフで押せ
PUSH SLOW (SLOW AHEAD)	↓	スローで押せ
PUSH DEAD-SLOW (D'SLOW AHEAD)	WEAK (弱く)	デッドスローで押せ
KEEP PUSHING		押し続けよ (押付け)
PULL		引け
PULL FULL (FULL ASTERN)	STRONG (強く)	フルで引け
PULL HALF (HALF ASTERN)	↑↓	ハーフで引け
PULL SLOW (SLOW ASTERN)	↓	スローで引け
PULL DEAD-SLOW (D'SLOW ASTERN)	WEAK (弱く)	デッドスローで引け
KEEP PULLING		引き続けよ
(DIRECTION)		
PUSH (1~12) O'CLOCK	CLOCKWISE PUSHING DIRECTIONS (1~12)	(1~12) 時方向へ押せ
PULL (1~12) O'CLOCK	CLOCKWISE PULLING DIRECTIONS (1~12)	(1~12) 時方向へ引け
KEEP THAT DIRECTION		その方向を保持せよ
TAKE TUG-LINE		タグラインとれ
LET GO TUG-LINE		タグライン放せ

## TERMS DESCRIBING VESSEL PARTS

### 船体の部位を示す言葉

FORECASTLE (FORECASTLE DECK)	船首楼甲板
POOP (POOP DECK) /QUARTER (QUARTER DECK)	船尾楼甲板
BOW	船首
STERN	船尾
MID-SHIP	船体中央
PORT	左舷
STARBOARD	右舷

#### ※留意点

タグへの指示は、この用語集に記載の言葉を組合わせて平易な表現を用いて下さい。



## その他の法令

### (1) 船舶油濁損害賠償保障法

#### 1. 外国船へのPI保険加入義務付けについて

我が国沿岸に放置される座礁船の問題等に対処する為に、2004年4月に「油濁損害賠償保障法」が改正され、外航船へPI保険加入が義務付けられることとなります。

#### 2. 保険の義務付け

外航船舶は2005年3月1日より、船主責任保険（PI保険）への加入が義務付けられます。無保険の船舶は入港が禁止されます。

##### 【対象船舶】

総トン数100トン以上の以下に示す船舶（油タンカーを除く）

◎日本籍船：国際航海に従事する船舶

◎外国籍船：我が国の港に入港する船舶

※タンカーについては、既に条約に基づく保険義務付けが実施済み

#### 3. 証明書等の据え置き

対象船舶が我が国の港に入港する際は、保障契約証明書を船内に備え置くことが必要です。この保障契約証明書は申請に基づき国土交通大臣から交付されるもので、各地方運輸局等にて、2004年12月1日より申請受付を開始しています。

（油タンカーについては、これまでの取り扱いと変わりありません）

ただし、一定の保険会社の場合、同証明書の代わりに保険契約を証する書面（Certificate of Entry等）の写し（Certified Copy）を据え置くことで足りる。

なお、保障契約証明書の具体的な申請方法や、証明書の免除に関する詳細は、地方運輸局へお問い合わせください。

#### 4. 入港通報の義務付け

対象船舶及び油タンカー（2000トンを超えるばら積み油を積む場合に限り）が、日本の港に入港する際は、その港を管轄する地方運輸局等にあらかじめ通報することが必要です。

通報事項は、船名や船籍、保険に関する情報などですが、詳細については、お問い合わせください。

### (2) 公共岸壁等の許可条件等

#### 1. 公共岸壁等の許可条件

国際船舶・港湾保安法・船舶油濁損害賠償保障法及びPSCに関する法律に違反している場合は、公共岸壁等の係留施設の使用について、許可されない場合があります。

#### 2. 夜間入港に伴う安全対策

(1) 原則として風速15m/s以上、視界1海里未満の場合には夜間入港しないこと。

(2) 危険物積載タンカーは、原則として夜間入港しないこと。

(3) 総トン数500GT以上の船舶が夜間入港する場合は、水先人を乗船させること。

ただし、船長に置いて直近1年間に2回以上の入港の経験が確認できる場合、又はひき船を使用する場合はこの限りでない。



# 台風等

## 大阪港台風等災害防止措置実施要領

(目的)

第1条 この要領は、大阪港海難防止対策委員会（以下「委員会」という。）設置要綱の規定に基づき、台風等災害防止措置の実施に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の開催時期)

第2条 委員会は、原則として台風等の襲来が予想される2日前から開催する。

(台風等災害防止措置の基準)

第3条 台風等災害防止措置の基準は、次のとおりとする。

区分		台風の状況	措置内容
第一体制	(避難準備勧告)	台風が大阪湾に接近するおそれがあると判断された場合	<ol style="list-style-type: none"><li>1 気象情報を収集し、台風の動向に留意すること。</li><li>2 乗組員を招集して荒天準備となし、機関の準備等、必要に応じ運航できる体制とすること。</li><li>3 関係先との連絡手段を確保しておくこと。</li><li>4 錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨海難の防止のため、次の事項に留意すること。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 国際VHF (CH16) を常時聴取する等の海上保安庁との連絡手段を確保すること。</li><li>(2) 当直員 (船橋当直・無線当直等) を配置すること。</li><li>(3) AIS 搭載船舶の AIS 常時作動を確認すること。</li></ol></li></ol>
第二体制	(大型船等避難勧告)	阪神港 (大阪区、堺泉北区) 及び阪南港が台風の暴風域に入るおそれがあると判断された場合	<ol style="list-style-type: none"><li>1 次の船舶は、原則として港外に避難すること。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 大阪区では、1万総トン以上のばら積危険物積載船舶及びJ岸壁に係留している船舶。</li><li>(2) 堺泉北区では、3万総トン以上の船舶。</li></ol></li></ol>



第二体制	(大型船等避難勧告)	阪神港(大阪区、堺泉北区)及び阪南港が台風の暴風域に入るおそれがあると判断された場合	<p>2 工事作業船等は、作業等を中止し安全な場所に避難すること。</p> <p>3 小型船舶は、避泊場所を選定し、時機を失することがないように避泊を開始すること。</p> <p>4 1,000総トン以上の大型船舶(フェリー等を除く。)は、原則として入港を見合わせる。</p> <p>5 錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨海難の防止のため、次の事項に留意すること。</p> <p>(1) 国際VHF(CH16)を常時聴取する等の海上保安庁との連絡手段を確保すること。</p> <p>(2) 当直員(船橋当直・無線当直等)を配置すること。</p> <p>(3) AIS搭載船舶のAIS常時作動を確認すること。</p>
	(全船舶避難勧告)	阪神港(大阪区、堺泉北区)及び阪南港が台風の暴風域に入るおそれが必至と判断された場合、あるいは両港が重大な影響を受けると判断された場合	<p>1 1,000総トン以上の大型船舶は、原則として港外に避難し、保船等万全の措置をとること。</p> <p>2 小型船舶は、河川、運河等の安全な場所に避難し、厳重な警戒措置をとること。</p> <p>3 錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨海難の防止のため、次の事項に留意すること。</p> <p>(1) 国際VHF(CH16)を常時聴取する等の海上保安庁との連絡手段を確保すること。</p> <p>(2) 当直員(船橋当直・無線当直等)を配置すること。</p> <p>(3) AIS搭載船舶のAIS常時作動を確認すること。</p>
	(錨泊自粛勧告)	阪神港堺泉北区において、暴風又は暴風雪に関する気象警報が発表されるような現象発生があると判断された場合	<p>100総トン以上の船舶は、原則として堺泉北港棧橋から3海里以内の周辺海域(錨泊自粛海域図)での錨泊は避けること。</p> <p>※堺泉北港棧橋</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コスモ石油(堺製油所原油棧橋)</li> <li>・大阪ガス(堺製油所第二工場LNG第2棧橋)</li> <li>・堺LNG(堺LNGセンター棧橋)</li> </ul>

解 除	第一体制・第二体制 (大型船等・全船舶避難勧告)	台風の影響圏外となり、まもなく平穏となると判断された場合	1 港外に避難した船舶は、安全を確認しつつ再入港する等、適宜の措置をとること。 2 航行制限等の規制等に留意すること。
	第二体制 (錨泊自粛勧告)	阪神港堺泉北区において、暴風又は暴風雪に関する気象警報が解除された場合	

注 1) 台風なみに発達した低気圧等による異常な気象に伴う荒天が、阪神港（大阪区、堺泉北区）及び阪南港において予想される場合、別途、大阪港海難防止対策委員会を開催して措置を検討することができることとする。

注 2) 第二体制に移行する可能性がある場合には、総トン数 100 トン以上の船舶に対して、堺泉北港棧橋から 3 海里以内の海域での錨泊自粛について指導する。

注 3) 中心付近の最大風速が 40m/s 以上の暴風域を伴う台風が大阪湾及び紀伊水道の対象海域に接近する場合、大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会の協議結果を受け、第五管区海上保安本部長から海上交通安全法第 3 2 条第 2 項及び港則法第 4 8 条第 1 項の規定に基づき勧告が発出されるので、対象船舶は同勧告に従い避難行動をとることとする。

なお、勧告の発出及び解除は、本実施要領第 5 条に定める台風情報等連絡系統図により伝達する。

(台風等災害防止措置の実施時期)

第4条 台風等災害防止措置の実施時期は、それぞれの措置内容を安全に実施するために必要とする時間を考慮して決定する。

(台風等災害防止措置の周知方法)

第5条 台風等災害防止措置の周知方法は、措置区分に応じて次のとおりとする。

(1) 第一体制 (避難準備勧告) (勧告・解除)

伝達手段	伝達方法
電話 ファクシミリ 電子メール	台風情報等連絡系統図(以下「連絡系統」という。)に基づいて通報する。
無線電話等	① 「おおさかポータラジオ」及び「さかいポータラジオ」から CH16 (CH12 に変波) で通報する。 ② 「おおさかマーチス」から CH16(CH13、14、66 に変波)及び AIS で通報する。
インターネット	第五管区 海の安全情報 (沿岸域情報提供システム) <a href="https://www6.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/osaka/">https://www6.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/osaka/</a> (パソコン) <a href="https://www6.kaiho.mlit.go.jp/m/05kanku/osaka/">https://www6.kaiho.mlit.go.jp/m/05kanku/osaka/</a> (携帯)

(2) 第二体制 (大型船等避難勧告) (勧告・解除)

伝達手段	伝達方法
電話 ファクシミリ 電子メール	連絡系統に基づいて通報する。
無線電話等	① 「おおさかポータラジオ」及び「さかいポータラジオ」から CH16 (CH12 に変波) で通報する。 ② 「おおさかマーチス」から CH16(CH13、14、66 に変波)及び AIS で通報する。
インターネット	第五管区 海の安全情報 (沿岸域情報提供システム) <a href="https://www6.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/osaka/">https://www6.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/osaka/</a> (パソコン) <a href="https://www6.kaiho.mlit.go.jp/m/05kanku/osaka/">https://www6.kaiho.mlit.go.jp/m/05kanku/osaka/</a> (携帯)

(3) 第二体制（全船舶避難勧告）（勧告・解除）

伝達手段	伝達方法
電話 ファクシミリ 電子メール	連絡系統に基づいて通報する。
無線電話等	① 「おおさかポータルラジオ」及び「さかいポータルラジオ」から CH16（CH12 に変波）で通報する。
無線電話等	② 「おおさかマーチス」から CH16（CH13、14、66 に変波）及び AIS で通報する。
インターネット	第五管区 海の安全情報（沿岸域情報提供システム） <a href="https://www6.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/osaka/">https://www6.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/osaka/</a> （パソコン） <a href="https://www6.kaiho.mlit.go.jp/m/05kanku/osaka/">https://www6.kaiho.mlit.go.jp/m/05kanku/osaka/</a> （携帯）
船艇による サイレン等	大阪海上保安監部、大阪水上警察署等の船艇により、国際信号旗 VL を掲揚し、サイレンを吹鳴し拡声器で通報する。（勧告の場合に限る。）

（避泊位置等の通報）

第 6 条 港外（防波堤外を含む。）に避難した船舶は、その避泊位置等を速やかに阪神港長又は阪南港長に通報する。通報の方法は次のいずれかとする。

通報手段	通報先	伝達方法
無線電話の場合	① こうべほあん ② おおさかポータルラジオ ③ さかいポータルラジオ 上記のいずれか CH16 で呼出	① 船名、国籍、船種、総トン数、全長、喫水 ② 出港地（避難のため出港した港＝阪神港（大阪区、堺泉北区）又は阪南港等）
船舶電話の場合	阪神港長 06-6571-0223 阪南港長 0724-22-3592	③ 入港地（避難後に入港する港） ④ 投錨時刻
電話ファクシミリの場合	阪神港長 06-6572-1700 阪南港長 0724-37-0444	⑤ 投錨位置（経緯度又は別添メッシュチャート番号による。） ⑥ 錨鎖伸出長（右舷、左舷別節数）

(通信連絡手段の確保)

第7条 港外に避難した船舶は、VHF電話、無線CH16の常時聴守を励行する。

附則

この要領は、昭和60年8月24日から施行する。

附則

この要領は、平成6年7月28日から施行する。

附則

この要領は、平成9年6月25日から施行する。

附則

この要領は、平成13年6月28日から施行する。

附則

この要領は、平成20年6月17日から施行する。

附則

この要領は、平成23年6月21日から施行する。

附則

この要領は、平成25年6月17日から施行する。

附則

この要領は、平成28年7月29日から施行する。

附則

この要領は、平成29年6月30日から施行する。

附則

この要領は、平成30年6月28日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年7月30日から施行する。

附則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

### 錨泊自肅海域図

下記地点により囲まれた海域

0 地点	北緯34度36分31秒	東経135度24分01秒
1 地点	北緯34度36分30秒	東経135度22分15秒
2 地点	北緯34度35分01秒	東経135度20分46秒
3 地点	北緯34度32分40秒	東経135度20分40秒
4 地点	北緯34度32分21秒	東経135度20分47秒
5 地点	北緯34度31分31秒	東経135度21分14秒
6 地点	北緯34度30分59秒	東経135度22分00秒
7 地点	北緯34度31分55秒	東経135度22分42秒
8 地点	北緯34度31分49秒	東経135度22分50秒
9 地点	北緯34度31分08秒	東経135度23分04秒
10 地点	北緯34度31分57秒	東経135度23分41秒
11 地点	北緯34度32分11秒	東経135度23分57秒
12 地点	北緯34度33分16秒	東経135度24分34秒
13 地点	北緯34度33分39秒	東経135度24分38秒

### 錨泊自肅海域図





## 阪神港（大阪区、堺泉北区）及び阪南港における船舶津波対応要領

### 1 目的

この要領は、津波発生時において、阪神港（大阪区・堺泉北区）及び阪南港の在港船舶等が迅速かつ的確に対応できるよう船舶の措置要領等を定めることにより、津波による船舶等の被害軽減を図ることを目的とする。

### 2 津波情報の入手

阪神港（大阪区・堺泉北区）及び阪南港の在港船舶や入港予定船舶、海事関係者（代理店、船舶運航事業者等）は表1の手段などにより平素から津波情報の収集に努める。

（表1）津波情報収集要領

通報入手手段		周波数、チャンネル等
無線放送	海上保安庁	こうべほあん ----- 国際 VHF CH16/12 ----- 国際 VHF CH16/13、14、66 中短波無線 日本語 1651kHz 英語 2019kHz AIS
	港湾局	ナブテックス（文字情報） ----- ナブテックス受信機 F1B 電波 518kHz ----- おおさかポートラジオ さかいポートラジオ 国際 VHF CH16/11, 12, 18, 19, 20
	テレビ放送	NHK 等
ラジオ放送		666kHz 等
インターネット、電子メール		気象庁 HP、第五管区海の安全情報（沿岸域情報提供システム）、エリアメール・緊急速報メール（受信設定の要確認）等

### 3 船舶の措置要領

#### (1) 在港船舶

在港船舶は、気象庁から大阪府に津波注意報、津波警報及び大津波警報が発表された場合、津波情報収集に努め、乗組員等の人命に十分留意のうえ、表2の気象庁の発表（警報・注意報）に基づく措置内容に従い、それぞれの船舶に応じた措置をとらなければならない。



なお、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、南海トラフ地震に関連する情報の収集に努め、表3の気象庁の発表（南海トラフ地震臨時情報）に基づく措置内容に従い、それぞれの船舶に応じた措置をとらなければならない。

（表2）気象庁の発表（警報・注意報）に基づく措置内容

気象庁の発表	船舶の措置内容		港長の勧告 区分
津波注意報	【全船】	<p>津波情報の収集、連絡体制の確保、係留強化等津波対策に留意する。</p> <p>錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨海難の防止のため、次の事項に留意すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国際VHF（CH16）を常時聴取する等の海上保安庁との連絡手段を確保すること。</li> <li>2 当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。</li> <li>3 AIS搭載船舶のAIS常時作動を確認すること。</li> </ol>	第一体制 （津波警戒 勧告）

気象庁の発表	船舶の措置内容		港長の 勧告区分
津波警報	【小型船】	陸揚げ固縛、係留強化又は港外退避のほか、必要な措置を講ずる。	第二体制 (津波避難 勧告)
	【小型船以外】	<p>荷役中の船舶は荷役を中止し、係留避泊又は港外退避のほか、必要な措置を講ずる。</p> <p>航行中又は係留中の船舶は係留避泊又は港外退避のほか、必要な措置を講ずる。</p> <p>錨泊中の船舶は、機関準備のうえ待機又は港外退避のほか、必要な措置を講ずる。</p> <p>錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨海難の防止のため、次の事項に留意すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国際 VHF (CH16) を常時聴取する等の海上保安庁との連絡手段を確保すること。</li> <li>2 当直員 (船橋当直・無線当直等) を配置すること。</li> <li>3 AIS 搭載船舶の AIS 常時作動を確認すること。</li> </ol>	

気象庁の発表	船舶の措置内容		港長の 勧告区分
大津波警報	【小型船】	陸揚げ固縛、係留強化又は港外退避のほか、必要な措置を講ずる。	第二体制 (津波避難 勧告)
	【小型船以外】	<p>荷役中の船舶は荷役を中止し、係留避泊又は港外退避のほか、必要な措置を講ずる。</p> <p>航行中又は係留中の船舶は係留避泊又は港外退避のほか、必要な措置を講ずる。</p> <p>錨泊中の船舶は、機関準備のうえ待機又は港外退避のほか、必要な措置を講ずる。</p> <p>錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨海難の防止のため、次の事項に留意すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国際 VHF (CH16) を常時聴取する等の海上保安庁との連絡手段を確保すること。</li> <li>2 当直員 (船橋当直・無線当直等) を配置すること。</li> <li>3 AIS 搭載船舶の AIS 常時作動を確認すること。</li> </ol>	

※ 港 長：阪神港長（大阪区・堺泉北区）及び阪南港長

小 型 船：プレジャーボート、漁船等のうち、港内で陸揚げできる程度の船舶

係留避泊：係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する（陸上作業員等の緊急避難場所として乗船させることも考慮する）

勧 告：港則法第39条第4項に基づく勧告

(表3) 気象庁の発表(南海トラフ地震臨時情報)に基づく措置内容

気象庁の発表	船舶の措置内容		港長の 勧告区分
南海トラフ地震 臨時情報(巨大地震警戒)	【全船】	1 在泊船は避難準備を行い、必要に応じて直ちに 出港できるよう準備すること ・南海トラフ地震臨時情報等に係る情報の入手 ・避難に必要な支援体制の確保に係る確認 ・岸壁管理者、荷主企業等の対応の確認 ・避難方法の確認 2 自主的な避難行動をとること ・避難に必要な支援体制を受けられない、岸壁が使用できない、荷役作業ができない等がある場合は、自主的に安全な海域に避難すること	南海トラフ地震警戒強化(勧告)

注1) 表3に定める「南海トラフ地震警戒強化(勧告)」発出中に、津波注意報・津波警報・大津波警報が発表された場合は表2に定める「第一体制(津波警戒勧告)」又は「第二体制(津波避難勧告)」に切り替える。

注2) 表2に定める「第一体制(津波警戒勧告)」又は「第二体制(津波避難勧告)」が継続中の場合に「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が発表されても「南海トラフ地震警戒強化(勧告)」は発出しない。

注3) 表2に定める「第一体制(津波警戒勧告)」又は「第二体制(津波避難勧告)」が解除された際、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が継続中の場合は表3に定める「南海トラフ地震警戒強化(勧告)」に切り替える。

(2) 避難場所等

在港船舶は、津波の高さ、津波到達予想時刻等を勘案のうえ、「係留避泊」、「港外退避」等、最善の避難措置をとることとし、港外退避する場合は、可能な限り大阪湾で推奨される、水深が30m以上の海域(以下、「推奨避難海域」と言う。)へ避難する。(P.43添付「大阪湾における推奨される避難海域図」参照)

### (3) 入港予定船舶

阪神港（大阪区・堺泉北区）及び阪南港に入港予定の船舶は、気象庁から大阪府に津波警報又は大津波警報が発表された場合は、入港を見合わせるとともに津波到達予想時刻等を勘案のうえ、可能な限り推奨避難海域に避難する。

### (4) 避難順序

船舶が港外へ避難する場合、出港準備が整った船舶から順次避難することを原則とするが、出港のタイミングが競合した場合は、二次災害の危険度を考慮し、基本的な避難順序を次のとおり定め、各関係者は可能な限り協力して災害の防止・軽減に努めること。

- ① 危険物を積載している船舶
- ② 旅客搭乗中の旅客船
- ③ 巨大船等の大型船
- ④ その他の船舶

注1) 被害の最小化（減災）を図るための順位であり、避難に際して優先的に水先人・曳船・綱外し作業員を手配できるものではない。

注2) 大阪海上保安監部、おおさかポータルラジオ等から、避難順序にかかる情報提供等がなされる場合があるので留意する。

## 4 港長の対応

### (1) 避難勧告等

気象庁から大阪府に津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合、同時刻をもって、港長から在港船舶に対して、表2第一体制（津波警戒勧告）や第二体制（津波避難勧告）の措置をとるよう勧告される。

また、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は表3の南海トラフ地震警戒強化（勧告）の措置をとるよう勧告される。

南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表のあと発表されるのは、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）のほか、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・調査終了）があるので、これらの情報にも注意しておくこと。

### (2) 避難勧告等の解除

気象庁から、大阪府に発表されていた津波注意報、津波警報又は大津波警報が解除され、港内の安全が確認された場合、表2の勧告を解除する。

ただし、港内における航路障害物や係留施設の損傷、水深減少等の状況から、引き続き港長から航行制限等の措置が講じられる場合がある。

また、表3の勧告の解除は、国からの呼びかけにより警戒措置が解除された

場合に解除する。

## 5 情報伝達

気象庁から、大阪府に津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合、または南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、海事関係者は、表1に掲げる手段により情報を入手し、可能な限り在港船舶等へ周知を図るほか、台風情報等連絡系統図により傘下、関係先へ伝達する。

## 6 津波避難マニュアルの作成及び教育・訓練

船舶運航事業者は、乗組員の避難措置などを明確化したマニュアルを作成のうえ、乗組員に対し必要な教育・訓練を実施する等、防災・減災に努める。

また各船舶は、地震津波発生時直ちに最善の避難措置を執れるよう、これらマニュアルに基づき平素から避難手順の確認・訓練を行う等、避難体制を整えておく。

附 則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成22年7月29日から施行する。

附 則 この要領は、平成23年6月21日から施行する。

附 則 この要領は、平成24年6月15日から施行する。

附 則 この要領は、平成25年6月17日から施行する。

附 則 この要領は、平成27年2月17日から施行する。

附 則 この要領は、平成28年7月29日から施行する。

附 則 この要領は、平成29年6月30日から施行する。

附 則 この要領は、平成30年6月28日から施行する。

附 則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

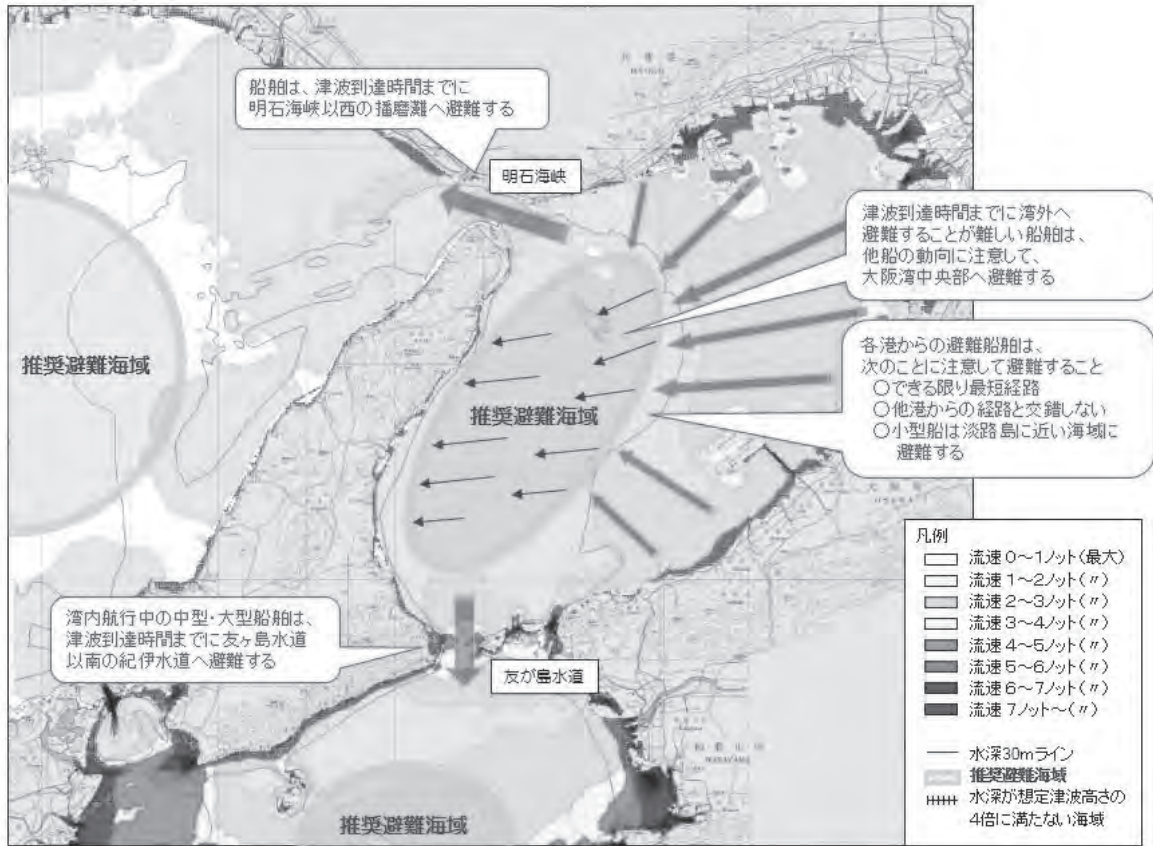
附 則 この要領は、令和2年7月30日から施行する。

附 則 この要領は、令和3年7月1日から施行する。

## 参考文献

- ① 「2013年度大地震及び大津波来襲時の航行安全対策に関する研究報告書 港内津波対策の手引き」(2014年4月公益社団法人日本海難防止協会)
- ② 「船舶運航事業者における津波避難マニュアルの作成の手引き」(【大阪湾版】平成26年5月国土交通省近畿運輸局)

## 大阪湾における推奨される避難海域図（概略図）



### ■大阪湾の避難海域の条件

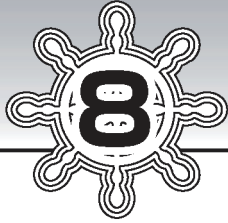
条件①：水深はできる限り、30m以深の海域とすること

条件②：津波の流速は2ノット以下とすること

### ■大阪湾の避難ルール

- (1) 湾内航行船舶は、明石海峡方面または友ヶ島方面から湾外で避難する。
- (2) 各港からの避難船舶において、明石海峡を通過できるものは播磨灘へ避難する。
- (3) 小型船は、淡路島寄りに避難する。
- (4) 避難海域へはできる限り最短経路を航行する。
- (5) 避難海域へは他の港からの経路と交錯しないような経路を選択する。

(出典：第五管区海上保安本部交通部)



## 漁業操業情報

### イカナゴ（新子）漁について

大阪湾・播磨灘では、毎年2月から4月頃にかけて「いかなご漁船曳網漁」が盛んになります。

いかなごは潮目集まるため、明石海峡が好漁場になりますが、多いときには約120統（1統3隻）もの船曳網漁船が狭い海峡に集まり漁をしています。周辺海域でも操業しており、合わせると200統以上の漁船が従事しています。

そのため、一般船舶が正規の航路を航行出来ず漁船を避けながら航路を反航したり、可航域が無くなり立ち往生することがあります。海上保安庁の巡視船が警戒に当たっていますが、船曳網漁船の操業形態に留意して安全な航行に注意してください。

大阪湾海上交通センターでは、操業期間中、ファックス、ラジオ放送及びインターネットのホームページなどで30分毎に操業状況をお知らせしています。また、航行中に危険を感じたり、情報を得たいときなどは、大阪湾海上交通センターまで無線または電話にてお問い合わせください。

大阪湾海上交通センター（大阪マーチス）

ラジオ放送（中短波） 1651 kHz 日本語（毎時15分、45分）  
2019 kHz 英語（毎時00分、30分）

ホームページ <https://www6.kaiho.mlit.go.jp/osakawan/>

電話 運用管制課

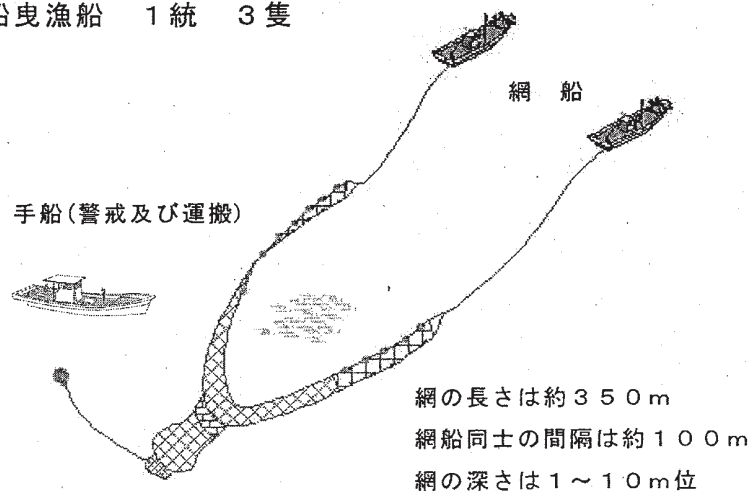
078(381)9273（平日08:30～17:15まで）

078(302)8101（土日祝日及び平日時間外）

情報課

078(381)9263

船曳網漁船 1統 3隻





# さわら流網漁業操業に係る安全の確保について

大阪府漁業協同組合連合会資源管理委員会サワラ流網漁業者管理部会  
大阪府環境農林水産部水産課

本年も大阪湾海域におけるさわら流網漁業の漁期（４月１日～１２月３１日：盛漁期春のぼり漁４～６月、秋くだり漁１０月～１２月）に入りました。

さわら流網漁船及び大阪湾を航行する一般船舶（特に喫水５m以上の大型船）は、海上安全関係法令を守るとともに、特に下記事項に留意し、安全確保を図って下さい。

## 記

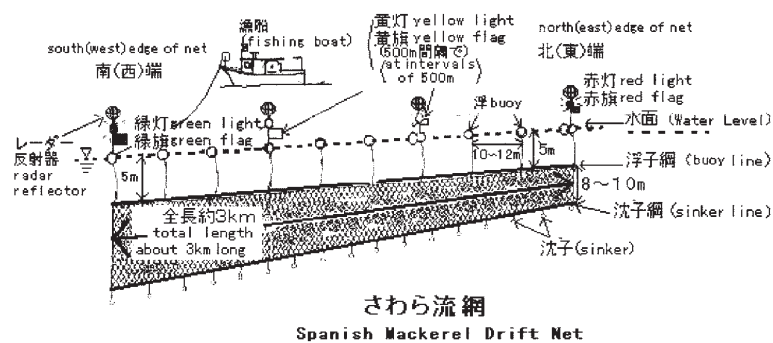
### 1. さわら流網漁船

- (1) 通航船舶の動向に十分注意すること。
- (2) 法令に基づく（許可条件）灯火、標識を確実に掲示すること。
- (3) レーダー反射器の設置

### 2. 一般船舶

- (1) さわら流網を操業中の漁船または、流網漁具を見かけた場合には、十分注意して航行してください。
- (2) さわら流網の付近を航行する場合は、水面下の網をさけるため、漁網及び灯火をまたがないようにして下さい。
- (3) また、万一、接触、漁具被害等の事故が発生した場合は、下記大阪府漁連まで通報して下さい。

### 操業状況概略図



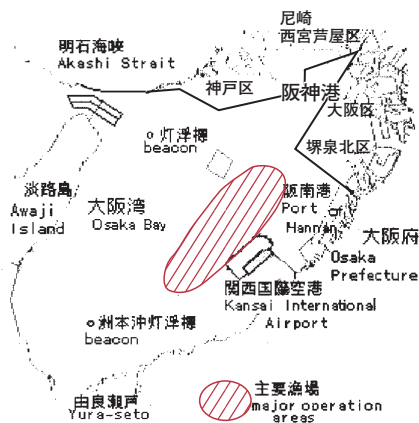
### 操業時間

日没 1 時間前から  
↓  
日出 1 時間後まで

灯火：  
4 秒 1 閃光より短い周期  
光達距離 2 km 以上

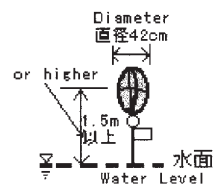
灯火、標旗は水面より 1 m 以上の高さ

### 主要操業海域



### 安全対策

- 1 標旗、灯標の設置  
さわら流網の南（西）端に緑灯、緑旗 500メートル間隔で黄灯、黄旗、北（東）端に赤灯 赤旗を設置する。
- 2 レーダー反射器の設置  
レーダー反射板を 500メートル間隔で設置する。
- 3 流網漁船の表示（標旗）  
漁船に統一した標旗を掲げる。



白地に赤で「流」

<連絡先> 大阪府漁業協同組合連合会（資源管理委員会サワラ流網漁業者管理部会）  
0724-22-4763（電話）0724-37-2783（FAX）

## 改版履歴

発行日	改版内容
平成22年3月	初版策定
平成29年3月	主な変更点 <ul style="list-style-type: none"> <li>・改正港則法施行により、「雑種船」を「汽艇等」へ変更 (P. 4、P10)</li> <li>・錨地運用について、第6 区削除及び停泊期間制限延長の文言追記 (P. 5)</li> <li>・新島航泊禁止区域における禁止事項の改訂 (P. 9)</li> <li>・「管理区域」から「航泊禁止区域」の説明へ変更 (P. 13)</li> <li>・廃止に伴いポーリングFAX の文言削除 (P. 14、P. 17)</li> <li>・「国際船舶 ・港湾保安法」の項目削除 (P. 26)</li> <li>・津波対応要領の追記 (P. 31-36)</li> <li>・情報確認先一覧の改訂</li> </ul>
平成29年6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・航泊禁止区域の変更に伴い、各航泊禁止区域図の変更</li> <li>・大阪港台風災害防止措置実施要領の更新 (P. 27)</li> <li>・改版履歴追加</li> </ul>
平成30年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南港信号所表示方式変更 (P. 8)</li> <li>・航行等の制限に関連する行政指導事項から「大阪港主航路浚渫工事に伴い」の文言削除 (P. 9)</li> </ul>
平成30年7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪港台風等災害防止措置実施要領における措置区分名称変更 (P. 27～)</li> <li>・船舶津波対応要領における港長の勧告区分の名称変更 (P. 34～)</li> </ul>
令和元年5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内港航路から大阪航路に変更及び安治川航路廃止に伴う地図変更等</li> <li>・14000TEU 型コンテナ船ひき船配備について追記 (P. 24)</li> </ul>
令和2年7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・錨泊自粛勧告等追記により大阪港台風等災害防止措置実施要領更新 (P. 27～)</li> <li>・航泊禁止区域の変更 (P. 9、P. 13 他)</li> </ul>
令和2年8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪港台風等災害防止措置実施要領更新 (P. 27～)</li> <li>・船舶津波対応要領更新 (P. 35～)</li> </ul>
令和3年11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンテナ船タグ要請基準変更 (P. 25)</li> <li>・大阪港台風等災害防止措置実施要領更新 (P. 28～)</li> <li>・船舶津波対応要領更新 (P. 36～)</li> </ul>
令和4年6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港則法改正に伴う条ずれの訂正 (P. 4)</li> </ul>
令和5年11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木津川運河信号所廃止に伴う変更 (P. 3、P. 5、P. 6、P. 7)</li> </ul>
令和5年12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新島建設工事に伴う航泊禁止区域設定解除に伴う変更 (P. 3、P. 5、P. 6、P. 9、P. 10、P. 12、P. 13、P. 18、P. 19、P. 21、P. 22、P. 23)</li> </ul>

# 大阪港入出港マニュアル

---

令和 5年12月改版

発行者 大阪港湾局計画整備部海務課  
〒552-0022  
大阪市港区海岸通3丁目4番28号  
TEL : 06-6571-1966

大阪港航行安全情報センター  
〒559-0034  
大阪市住之江区南港北1丁目14番16号  
大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）44階  
TEL : 06-6612-4363

# 情報確認先一覧

## 確認したい情報

## 確認先

大阪港の施設全般	大阪港湾局 Osaka Ports and Harbours Bureau 06-6571-1966 <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/port/index.html">https://www.city.osaka.lg.jp/port/index.html</a>
大阪港の海上工事情報 入出港船舶情報	大阪港航行安全情報センター The Osaka harbor Information Center for Security of Ship Navigation 06-6612-4363 <a href="http://www.osakaharbor-info.com/top.html">http://www.osakaharbor-info.com/top.html</a>
おおさかポートラジオ情報 運航調整連絡 入出港船舶情報	株式会社東洋信号通信社 06-6615-7073 <a href="https://www.toyoshingo.co.jp/">https://www.toyoshingo.co.jp/</a>
阪神港長手続関係 港則法関係	大阪海上保安監部 Osaka Coast Guard Office 06-6571-0223 <a href="https://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/osaka/">https://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/osaka/</a>
大阪湾の海上保安情報 I S P S 関係	第五管区海上保安本部 5th Regional Coast Guard Headquarters 078-391-6551 <a href="https://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/">https://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/</a>
大阪湾の海上交通情報	大阪湾海上交通センター Osaka Martis 078-381-9118 <a href="https://www6.kaiho.mlit.go.jp/osakawan/">https://www6.kaiho.mlit.go.jp/osakawan/</a>
大阪湾水先区水先人会	大阪湾水先区水先人会 OSAKAWAN PILOTS' ASSOCIATION 078-321-2200 <a href="http://www.osakawanpilot.jp/">http://www.osakawanpilot.jp/</a>
大阪の気象情報	大阪管区气象台 Osaka Regional Headquarters, JMA 06-6949-6304 <a href="https://www.jma-net.go.jp/osaka/">https://www.jma-net.go.jp/osaka/</a>
大阪湾の漁業	大阪府環境農林水産部水産課 Fisheries Division, Osaka Prefectural Government 06-6941-0351 <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/suisan/">http://www.pref.osaka.lg.jp/suisan/</a>
P I 保険加入義務	近畿運輸局海上安全環境部監理課 Regulatory Department of Maritime Safety Environment Division, Kinki Transport Bureau 06-6949-6423 <a href="http://wwwwtb.mlit.go.jp/kinki/koutsu/hune/index.htm">http://wwwwtb.mlit.go.jp/kinki/koutsu/hune/index.htm</a>